

綾川町身近な公園 整備基本計画



令和3年3月

綾川町

目次

第1章 綾川町身近な公園整備基本計画について	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	1
1.3 計画対象区域	2
1.4 計画期間	2
1.5 計画構成	3
第2章 現況調査	4
2.1 綾川町の概要	4
2.2 人口動態	5
2.3 土地利用	10
2.4 都市基盤整備状況	13
2.5 主な都市機能の分布状況	17
2.6 環境・景観の状況	21
2.7 災害危険区域等の状況	23
2.8 公園等の概要	26
第3章 上位計画・関連計画等の整理	31
3.1 綾川町第2次総合振興計画（上位計画）	31
3.2 第2期綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略	33
3.3 綾川町都市計画マスタープラン	34
3.4 綾川町公共施設等総合管理計画	39
3.5 綾川町国土強靱化計画	40
3.6 綾川町第3次総合保健福祉計画	41
第4章 現況分析及び課題の整理	43
4.1 アンケート・ニーズ調査の分析	43
4.2 身近な公園の役割と課題整理	49
第5章 身近な公園整備の方針	53
5.1 基本理念	53
5.2 整備方針	54
第6章 身近な公園の整備計画	58
6.1 身近な公園の配置計画	58
6.2 実現化手法の検討	61
6.3 整備候補地の選定	63
6.4 整備計画	64

6.5 将来目標の設定	71
第7章 公園施設の維持管理方針	72
7.1 協働の仕組みづくりの推進	72
7.2 効率的で効果的な維持管理運営の推進	72
7.3 公園の魅力情報の発信	72
用語説明	73

第1章 綾川町身近な公園整備基本計画について

1.1 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に綾川町都市計画マスタープランを策定し、人口減少や超高齢化社会に向けた計画的なまちづくりに取り組んでいます。

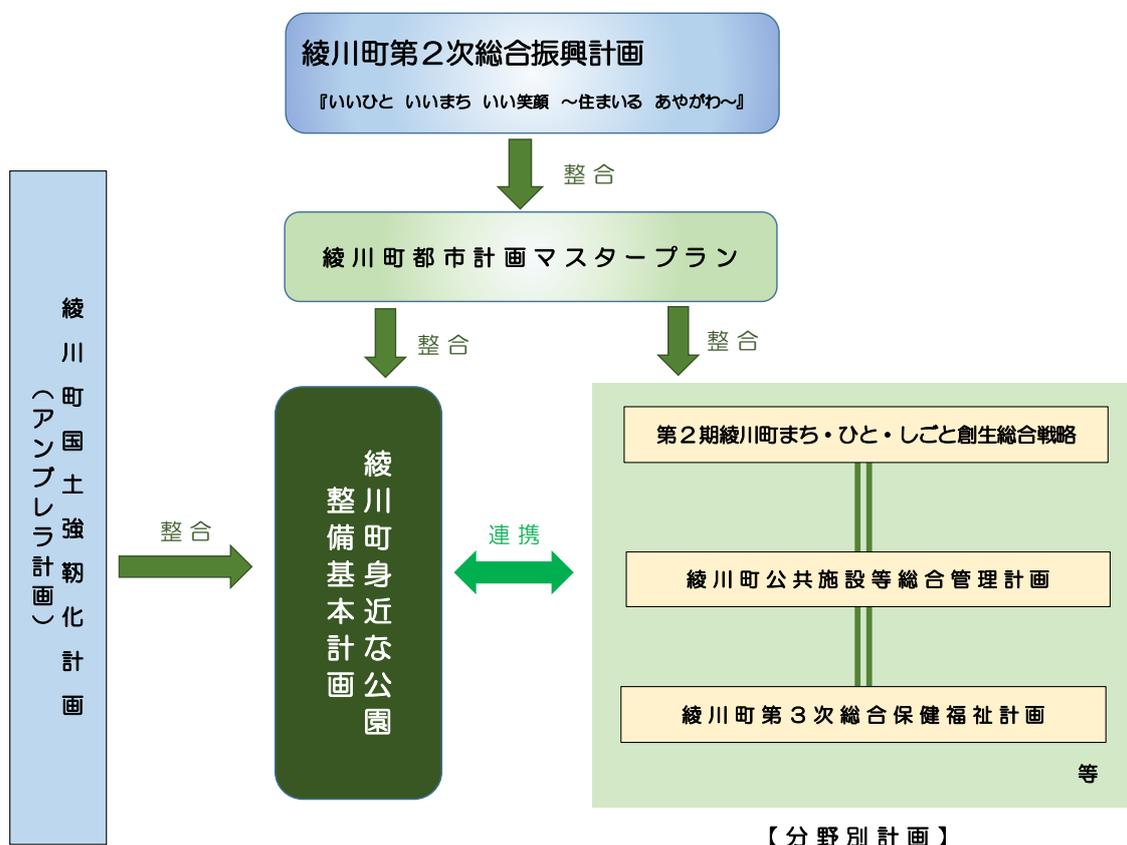
また、平成29年12月には、都市計画用途地域を設定し、町の中心部における商業施設の適正立地や良好な居住環境を有する住宅地の整備を促進しています。

今後は、第2期綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略などに基づき、移住人口の増加を実現するため、特に若い子育て世代からの要望が多い身近な公園について、まちなかにおける潤いと活動の場や防災拠点としての整備・利活用をはじめ、将来のあるべき公園整備とそれを実現するための目標及び方針などを示すために、綾川町身近な公園整備基本計画を定めるものとします。

1.2 計画の位置付け

本計画は、上位計画としての「綾川町第2次総合振興計画」（平成29年策定）及び「綾川町都市計画マスタープラン」（平成27年策定）、様々な分野別計画の指針（アンブレラ計画）としての「綾川町国土強靱化計画」との整合を図るとともに、同列の分野別計画としての「第2期綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「綾川町公共施設等総合管理計画」、「綾川町第3次総合保健福祉計画」等とも連携しながら作成するものです。

■「綾川町身近な公園整備基本計画」の位置付け



1.3 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、綾川町内全域（109.75km²）とします。

■本計画の計画対象区域



1.4 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、期間内においても必要に応じて計画の見直し・修正を行います。

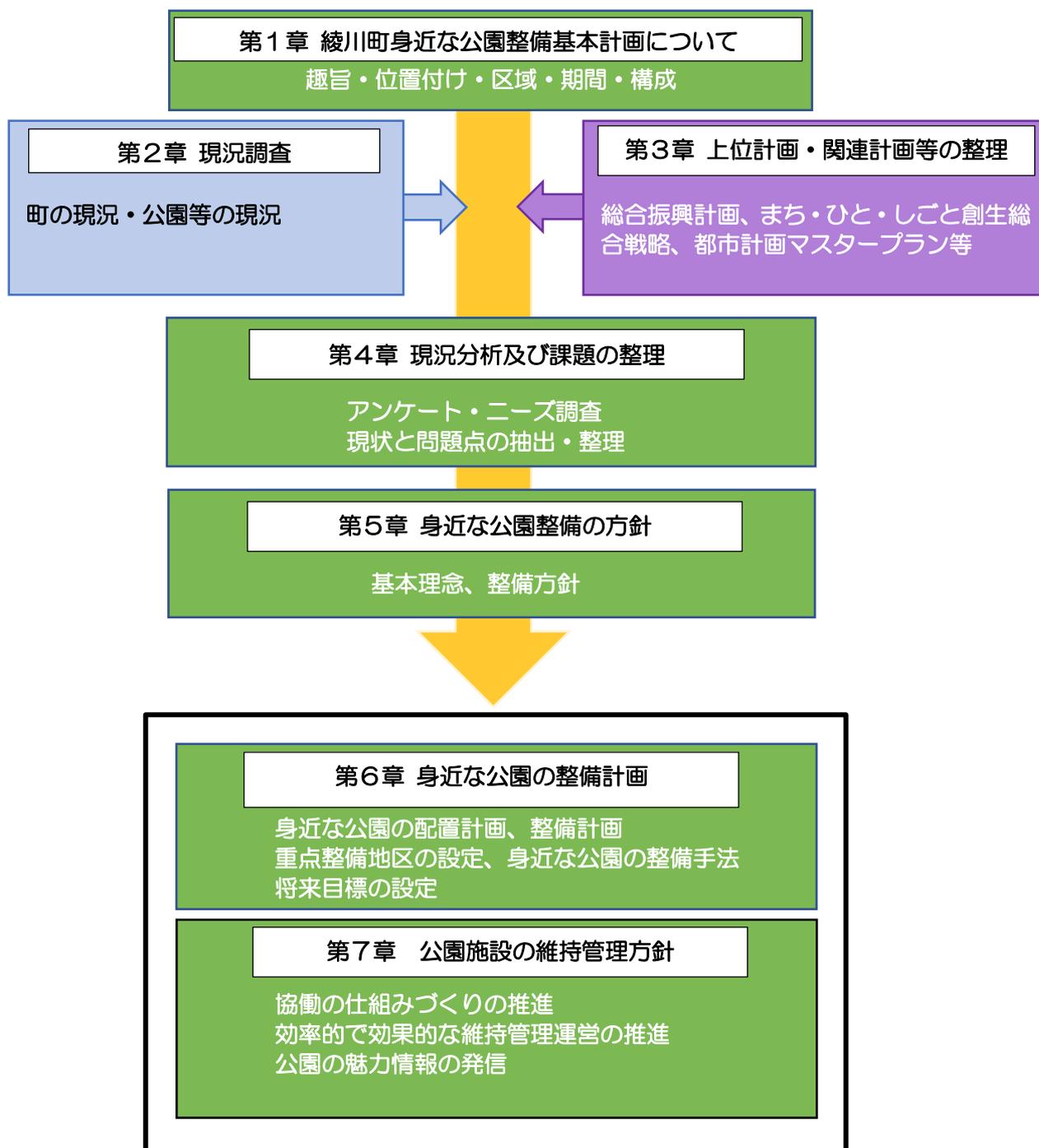
1.5 計画構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

本町の現況（人口・都市基盤等）、公園等の現況調査及び上位計画・関連計画等におけるまちづくりの目標を把握し、現況分析及び課題の整理を行い、身近な公園整備の方針、身近な公園の整備計画を設定します。

また、持続可能な公園の維持管理を目指すために、公園施設の維持管理方針を取りまとめています。

■本計画の構成



第2章 現況調査

2.1 綾川町の概要

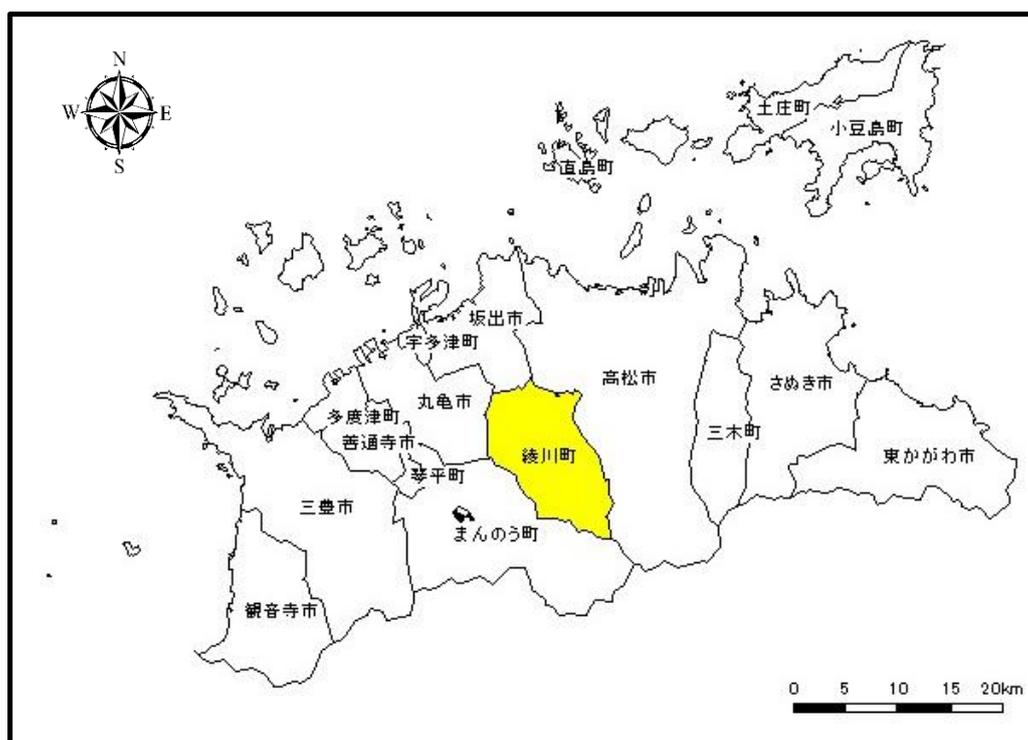
(1) 位置と地勢

本町は香川県のほぼ中央部に位置し、109.75km²の町域を有しています。また、北・東は高松市、西は丸亀市、南・西はまんのう町、北は坂出市にそれぞれ接しています。

地勢上は、町の南部に山林が広がり、中央部・北部は小山に囲まれた台地・丘陵地で形成されています。

また、南部山地に源を発する溪流が合流して綾川となり、長柄湖を経て坂出市へ流入しています。綾川本流の上流に沿う柏原溪谷は讃岐百景の一つになっており、これらの溪谷やダム湖などの水と緑の豊かな自然が広がっています。

■香川県における綾川町の位置図



2.2 人口動態

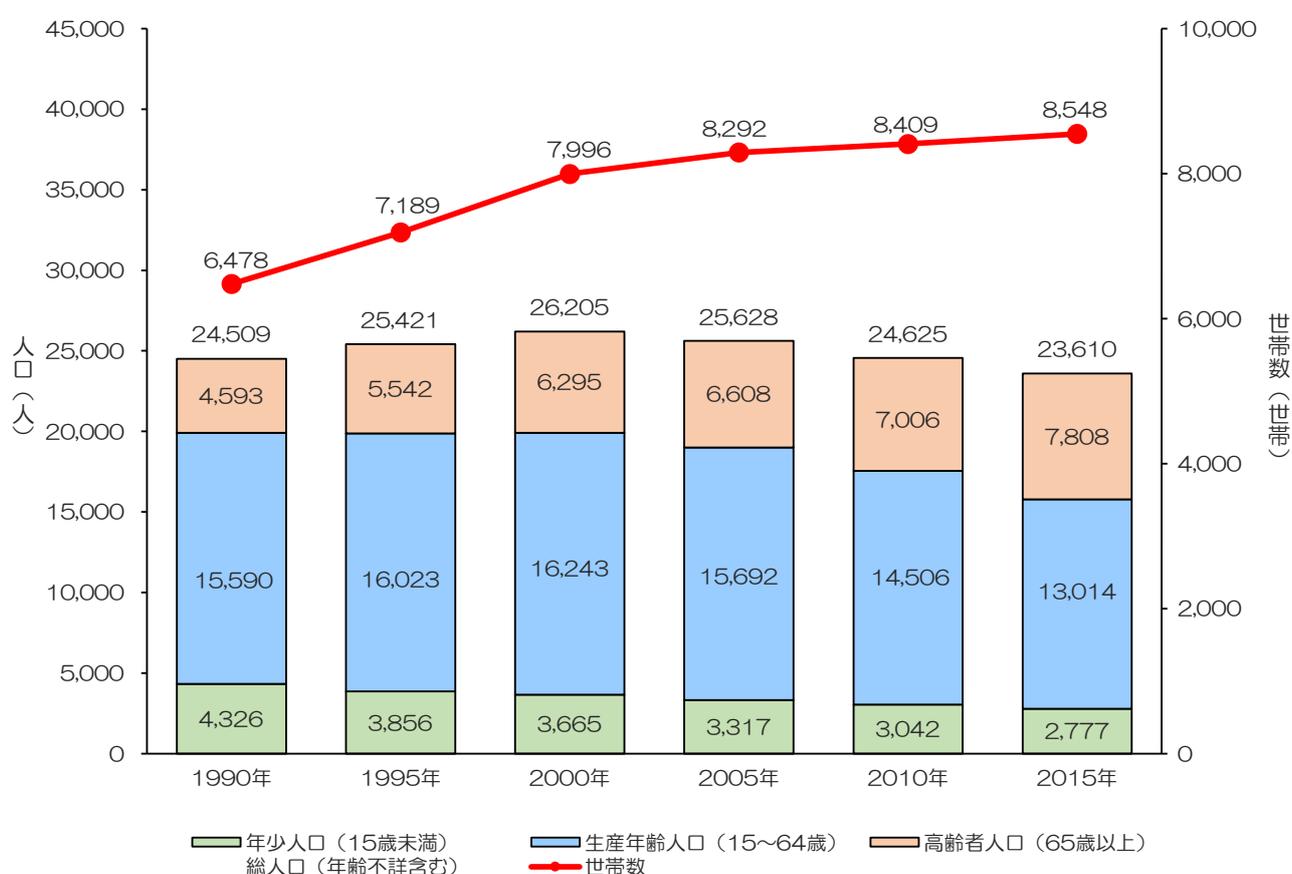
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口・世帯の推移（現在）

近年の国勢調査結果でみると、本町の総人口は2000年（平成12年）をピークに減少傾向で推移し、2015年（平成27年）は23,610人となっています。年齢3区分別人口でみると、年少人口（15歳未満）は減少しており、生産年齢人口（15～64歳）は2000年（平成12年）以降に減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、総人口に対する高齢者人口構成比は18.7%（1990年）から33.1%（2015年）に増加し、少子高齢化が進行しています。

また、近年の世帯数は増加傾向にあります。

■人口及び世帯数の推移



年次	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
総人口（年齢不詳含む）	24,509	25,421	26,205	25,628	24,625	23,610
年少人口（15歳未満）	4,326	3,856	3,665	3,317	3,042	2,777
生産年齢人口（15～64歳）	15,590	16,023	16,243	15,692	14,506	13,014
高齢者人口（65歳以上）	4,593	5,542	6,295	6,608	7,006	7,808
年齢不詳	0	0	2	11	71	11
世帯数	6,478	7,189	7,996	8,292	8,409	8,548
年齢3区分別人口構成比（年齢不詳を除く）						
年少人口構成比	17.7%	15.2%	14.0%	12.9%	12.4%	11.8%
生産年齢人口構成比	63.6%	63.0%	62.0%	61.3%	59.1%	55.1%
高齢者人口構成比	18.7%	21.8%	24.0%	25.8%	28.5%	33.1%

資料：国勢調査

② 地区別人口

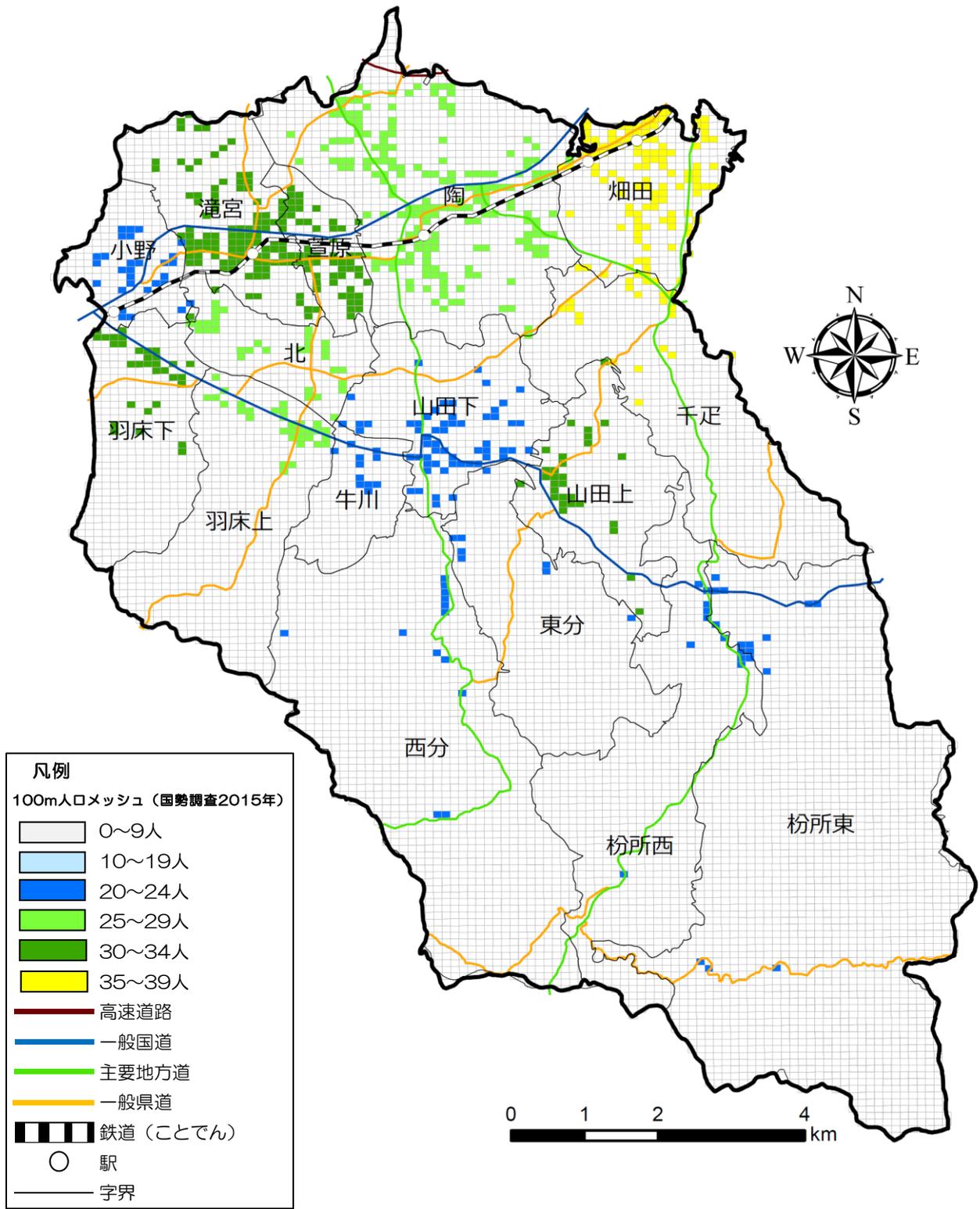
2015年国勢調査によると、高齢者人口が多い地区は、陶地区、畑田地区、滝宮地区となっており、いずれも900人を超えています。また、高齢者人口構成比が高い地区は、西分地区（45.5%）、粉所西地区（45.2%）、小野地区（41.1%）となっています。

一方、年少人口が多い地区は、陶地区、畑田地区、滝宮地区となっており、いずれも450人を超えています。また、年少人口構成比が高い地区は、滝宮地区（14.1%）、萱原地区（14.0%）、陶地区（13.3%）となっています。

地区	総数（年齢「不詳」含む）	年少人口 （15歳未満）	生産年齢人口 （15～64歳）	高齢者人口 （65歳以上）	年少人口構成比	生産年齢人口構成比	高齢者人口構成比 （高齢化率）
全域	23,610人	2,777人	13,014人	7,808人	11.8%	55.1%	33.1%
粉所東地区	507人	30人	275人	202人	5.9%	54.2%	39.8%
粉所西地区	259人	17人	125人	117人	6.6%	48.3%	45.2%
山田上地区	1,010人	115人	538人	357人	11.4%	53.3%	35.3%
山田下地区	1,383人	162人	675人	545人	11.7%	48.8%	39.4%
東分地区	442人	31人	237人	174人	7.0%	53.6%	39.4%
西分地区	571人	27人	284人	260人	4.7%	49.7%	45.5%
羽床上地区	815人	74人	416人	325人	9.1%	51.0%	39.9%
牛川地区	483人	58人	246人	179人	12.0%	50.9%	37.1%
畑田地区	4,137人	464人	2,220人	1,452人	11.2%	53.7%	35.1%
千足地区	842人	80人	447人	315人	9.5%	53.1%	37.4%
陶地区	5,639人	752人	3,285人	1,597人	13.3%	58.3%	28.3%
滝宮地区	3,285人	463人	1,855人	966人	14.1%	56.5%	29.4%
萱原地区	1,746人	245人	1,020人	480人	14.0%	58.5%	27.5%
北地区	894人	103人	557人	234人	11.5%	62.3%	26.2%
小野地区	600人	56人	296人	246人	9.4%	49.5%	41.1%
羽床下地区	997人	100人	538人	359人	10.0%	54.0%	36.0%

資料：2015 国勢調査

■綾川町の人口分布図（2015年国勢調査）



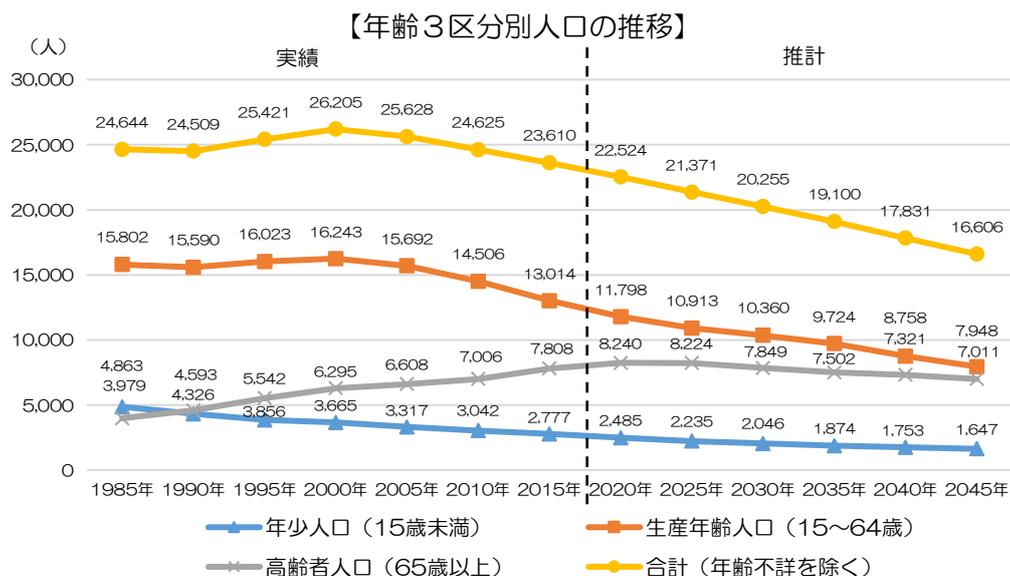
資料：2015 国勢調査

※ 国土交通省 国土技術政策総合研究所の「将来人口・世帯予測ツールV2（H27 国調対応版）」を基に作成しています。

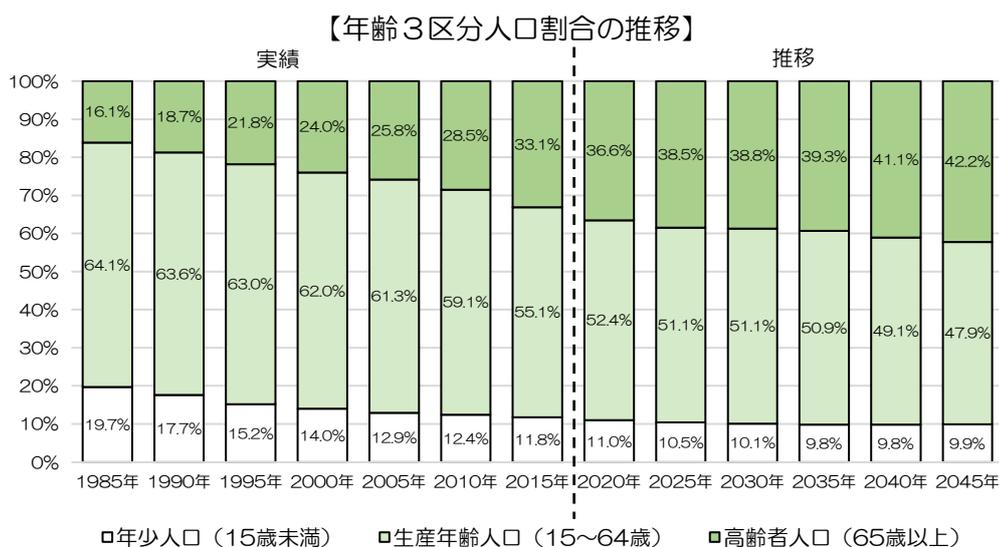
② 年齢3区分別人口の推移（将来の見込み）

今後について、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による2015年国勢調査結果に基づく市区町村別の人口推計結果（以下、「社人研推計」）をみると、本町の総人口は年々減少し、2035年（令和17年）に20,000人を下回ると見込まれています。

年齢3区分人口の割合では、年少人口、生産年齢人口の割合は減少傾向で推移していき、一方、高齢者人口の割合は増加傾向で推移し、2045年（令和27年）には42.2%に達すると見込まれています。



資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計値



資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計値

(2) 将来人口

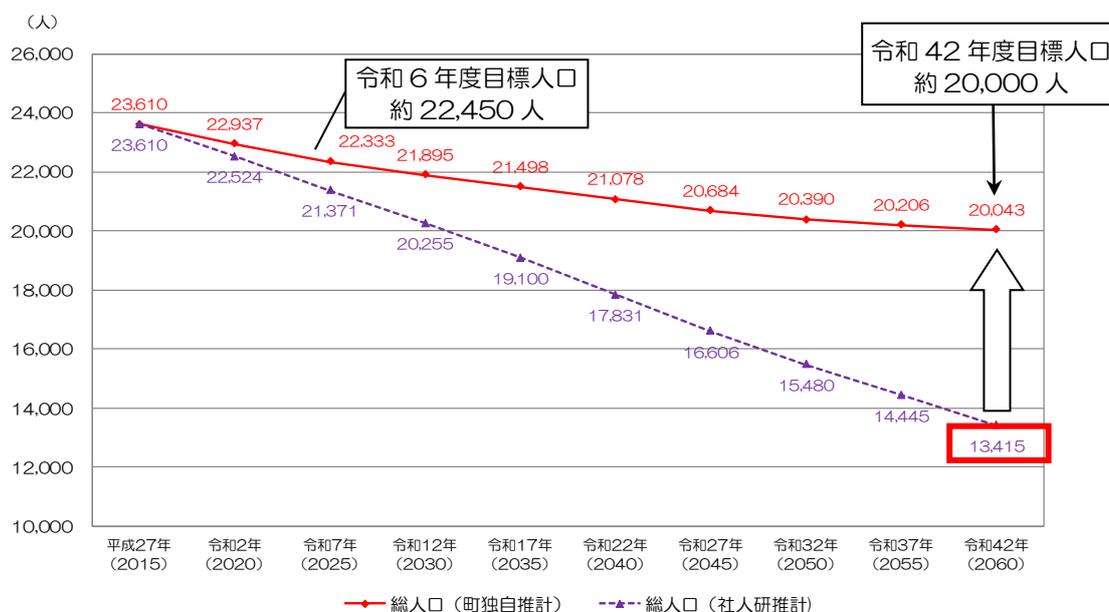
社人研推計によると、2060年度（令和42年度）の本町人口は13,415人まで減少すると推計されています。

しかしながら、直近の合計特殊出生率の改善傾向や、移動人口の推移状況を踏まえるとともに、町の施策による効果が着実に反映されれば、2060年度（令和42年度）の人口は20,000人以上となり、社人研推計と比較し、6,628人の施策効果が見込まれます。

■町独自推計の算定

自然増減に係る視点	社会増減に係る視点
<p>■出生（合計特殊出生率が上昇）</p> <ul style="list-style-type: none"> 合計特殊出生率については、国の「長期ビジョン」と同様に令和12（2030）年：1.8、令和22（2040）年：2.07とする。 令和2（2020）年：1.38程度 令和7（2025）年：1.59程度 令和12（2030）年：1.8程度 令和22（2040）年以降：2.07程度 <p>■死亡（社人研推計と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡については、社人研推計と同様の「生残率」とする。 	<p>■移動率（5年毎の移動率）</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動（転入・転出）については、社人研推計と同様の「移動率」とする。 移動率に加えて、年間80人の転入を見込む。 平成27（2015）年から令和2（2020）年の5年間で400人（＝80人×5年間）の転入を見込む。 以後、同様に5年間で400人の転入を見込む。 <p>※転入数の年代別構成比は平成26（2014）年～平成30（2018）年の5か年平均を使用。</p>

■人口の将来展望



資料：第2期綾川町人口ビジョン

2.3 土地利用

(1) 土地利用の現況

現況地目ごとの土地利用面積をみると、最も多いのは山林で、町土の47.0%を占めており、次いで多いのが田(18.6%)、宅地(6.6%)の順となっています。

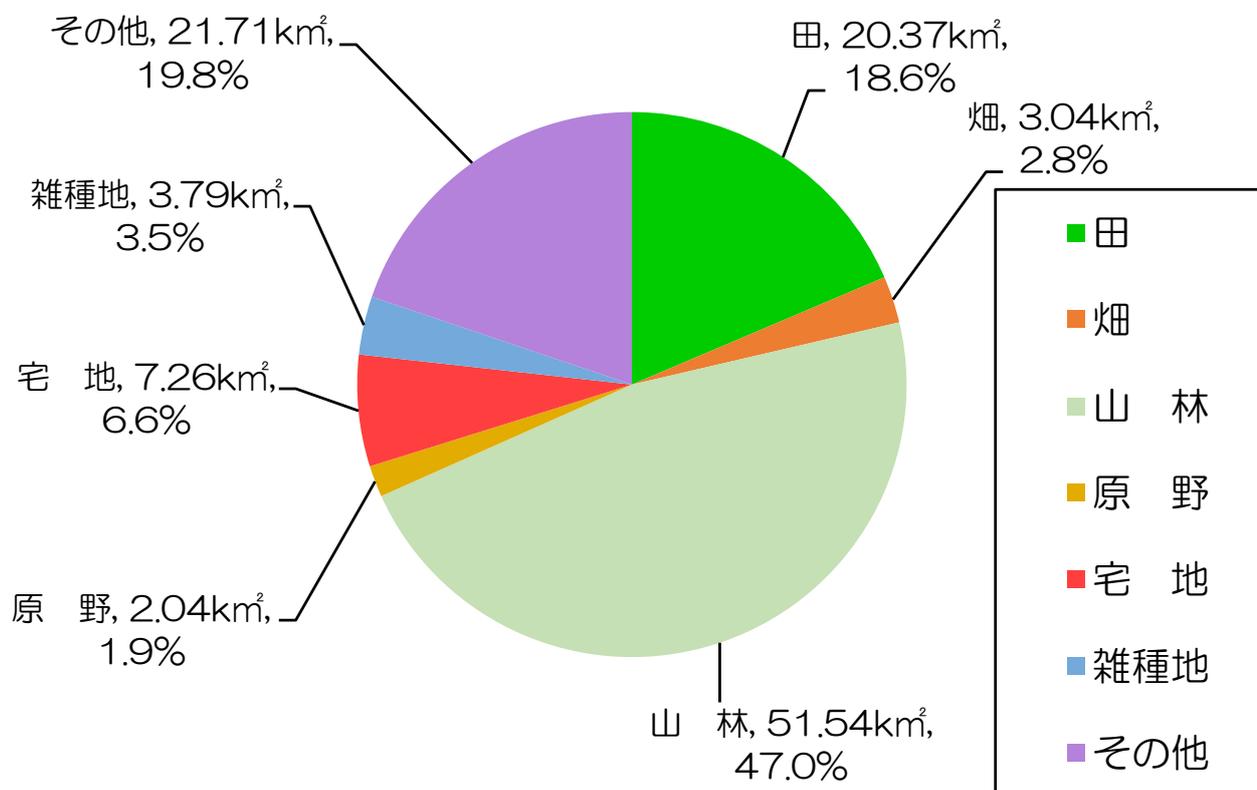
■綾川町土地利用面積

地目	面積 (km ²)	構成比 (%)
田	20.37	18.6%
畑	3.04	2.8%
山林	51.54	47.0%
原野	2.04	1.9%
宅地	7.26	6.6%
雑種地	3.79	3.5%
その他	21.71	19.8%
合計	109.75	100.0%

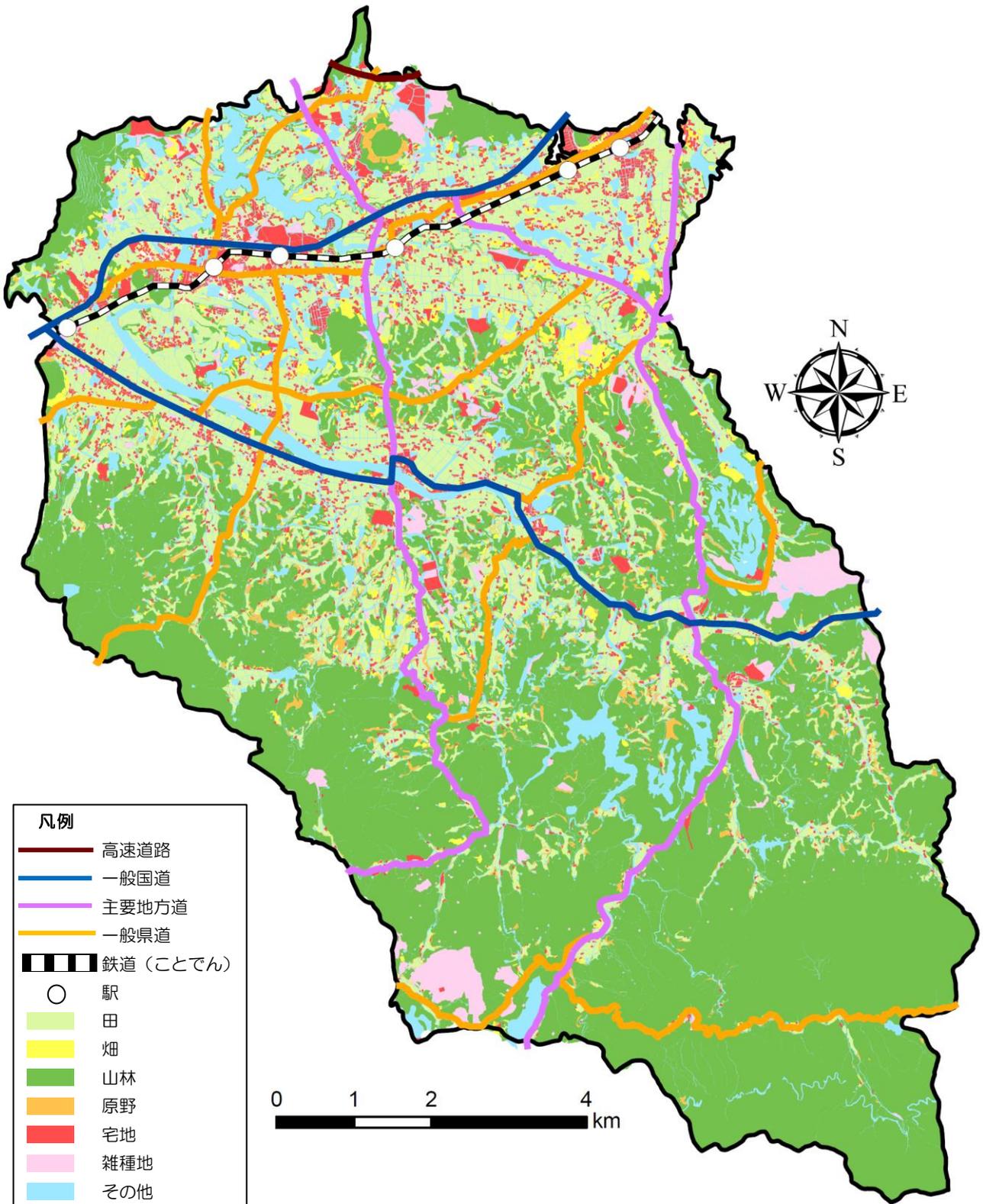
資料：土地課税台帳（令和2月1日）による。

なお、山林面積は、2015年農林業センサスによる。

■現況地目別の土地利用面積、構成比



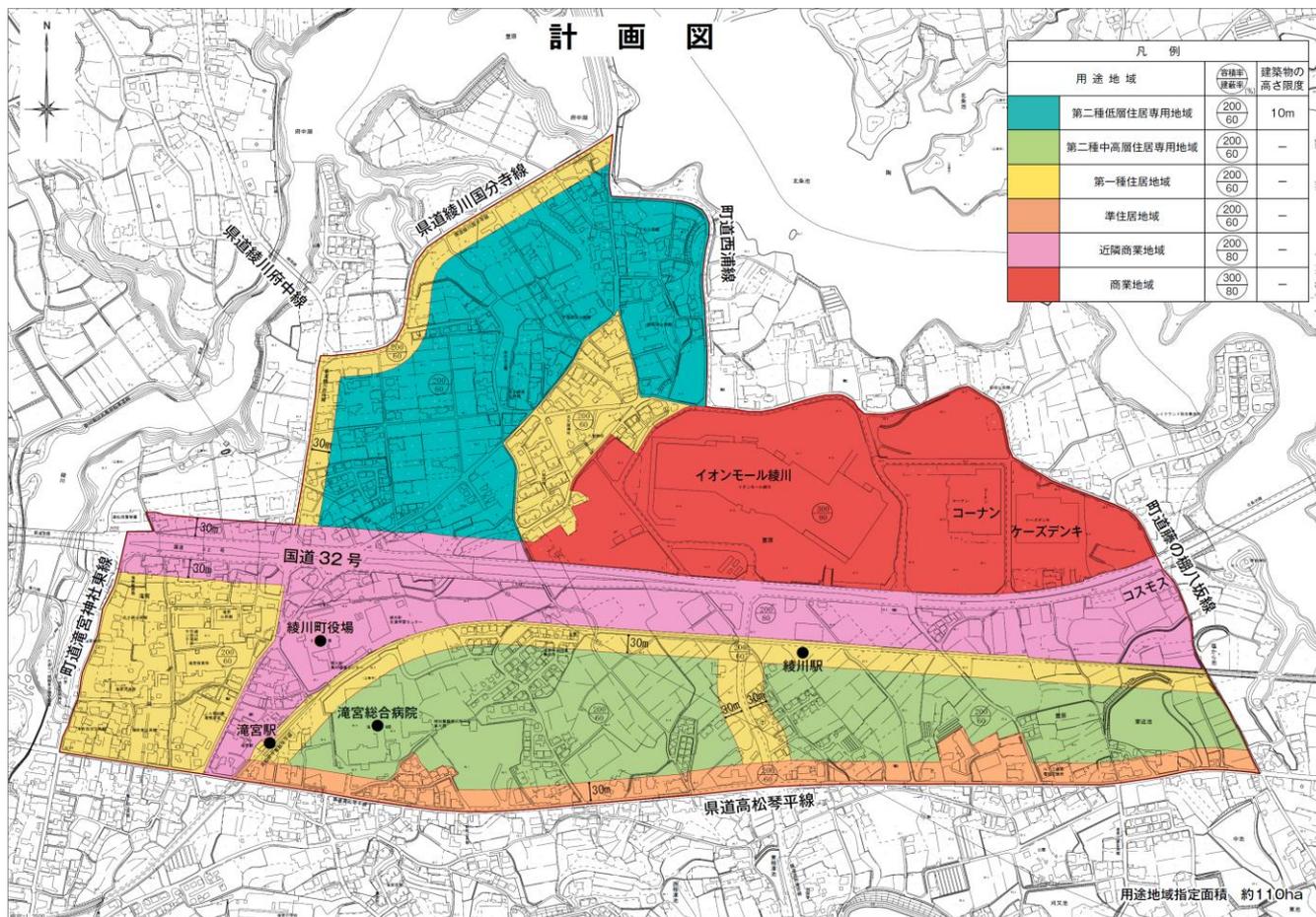
■土地利用現況図



資料：土地課税台帳（令和2年1月）を基に作成

(2) 土地利用計画（用途地域）

本町の用途地域は以下のとおりです。



■用途地域の面積

種類	面積
第二種低層住居専用地域	約19ha
第二種中高層住居専用地域	約21ha
第一種住居地域	約22ha
準住居地域	約6.5ha
近隣商業地域	約21ha
商業地域	約21ha
合計	約110ha

2.4 都市基盤整備状況

(1) 道路

本町内の道路には、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道、町道があり、一般国道の改良率は96.5%、主要地方道の改良率は90.2%、一般県道の改良率は84.0%となっています。

町道については、改良率が66.9%、舗装率が99.0%となっています。

■主要路線名称

区分	名称	備考
高速自動車国道	四国横断自動車道（高松道）	
一般国道	国道32号	都市計画道路錦町国分寺綾南線（一部）
	国道377号	
主要地方道	主要地方道三木綾川線	
	主要地方道府中造田線	
	主要地方道国分寺中通線	
一般県道	一般県道粉所西中徳線	
	一般県道千疋高松線	
	一般県道千疋西分線	
	一般県道綾川国分寺線	
	一般県道綾川府中線	
	一般県道造田滝宮線	
	一般県道粉所西造田線	
	一般県道綾歌綾川線	
	一般県道高松琴平線	
	一般県道香川坂出丸亀自転車道線	自転車専用道路

■道路の状況

区分	路線数	延長	改良済		舗装済	
		(km)	延長 (km)	改良 (%)	延長 (km)	改良 (%)
高速自動車国道	1	0.9	0.9	100	0.9	100
一般国道	2	20.1	19.4	96.5	20.1	100
主要地方道	3	32.0	28.8	90.2	32.0	100
一般県道	10	50.6	42.5	84.0	50.6	100
町道	550	332.9	222.6	66.9	329.5	99.0

資料：香川県

注：一般県道には、自転車専用道路も含んでいる。

高速自動車国道の延長は道路交通センサスによる。

(2) 下水道

本町の下水道は、中讃流域下水道（大束川処理区）に属しており、平成11年に旧綾南町の一部において供用が開始され、翌平成12年に旧綾上町の一部において供用が開始されて、現在に至っています。

流域下水道の普及率は年々増加しており、令和元年度では約40.6%となっています。

また、旧綾上町栗原地区において、平成10年に農業集落排水が供用開始されています。

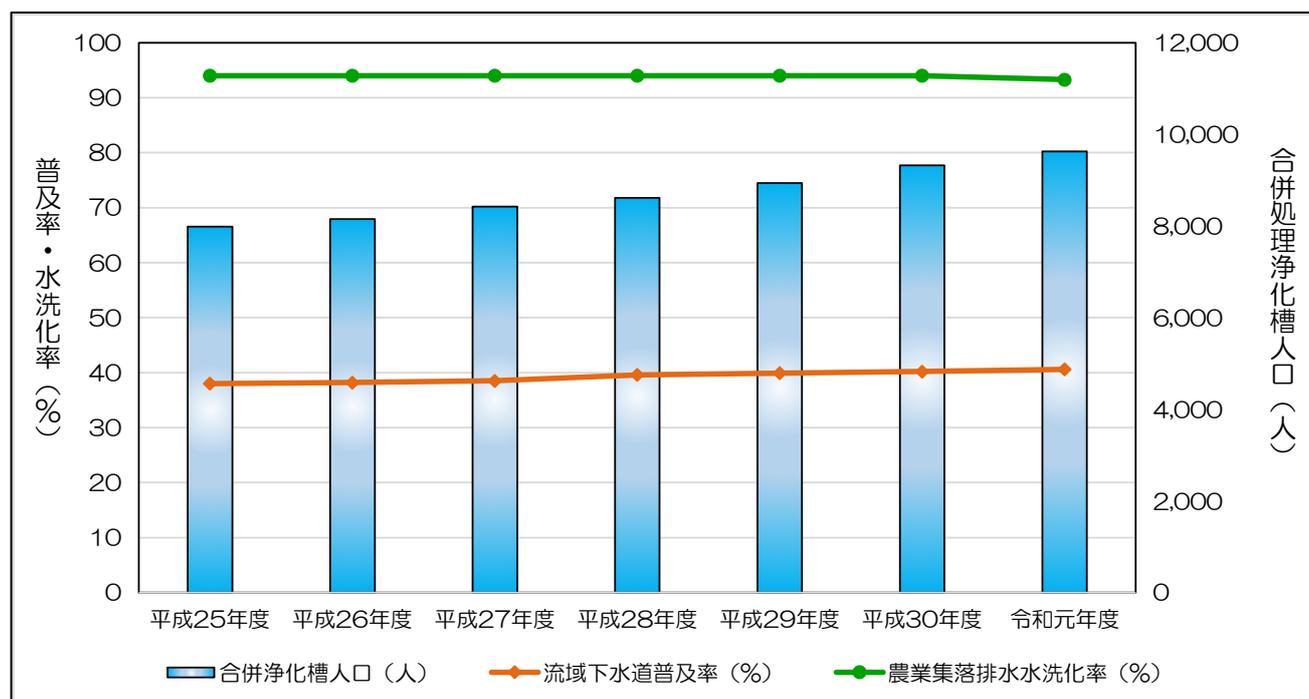
なお、上記以外の地区において、小型合併処理浄化槽を設置しようとする家庭に対して補助を行っており、合併処理浄化槽普及率は、年々増加しています。

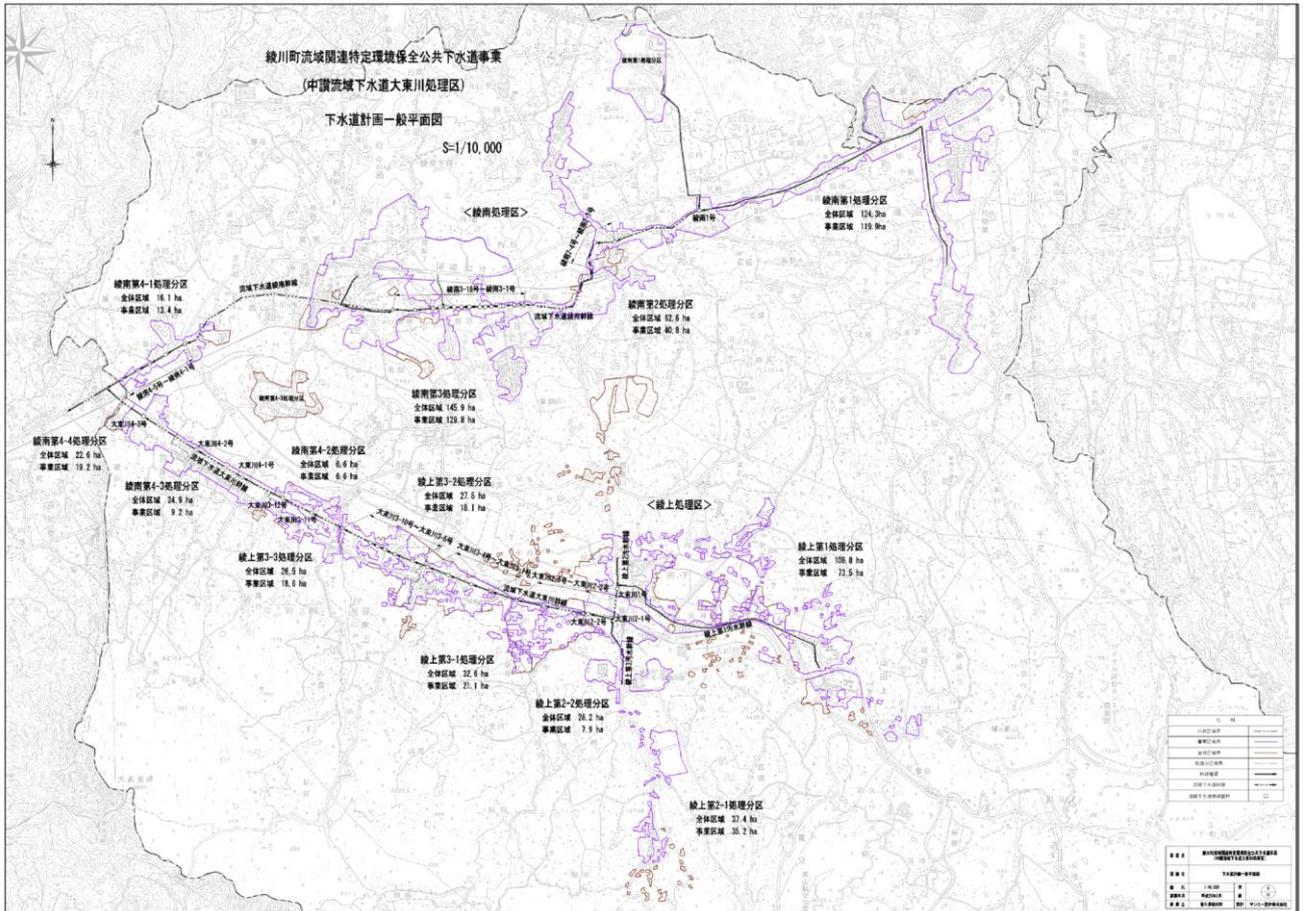
■ 下水道関係の整備状況

区分	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
流域下水道	処理区域面積 (ha)	471.8	473.2	475.2	480.6	483.1	483.3	483.3
	処理区域人口 (人)	9471	9475	9504	9715	9723	9733	9733
	普及率 (%)	38.0	38.2	38.5	39.6	39.9	40.2	40.6
	水洗化人口 (人)	7269	7332	7375	7677	7765	7850	7923
	水洗化率 (%)	76.9	77.5	77.7	79	79.9	80.7	81.4
農業集落排水	整備面積 (ha)	12	12	12	12	12	12	12
	整備戸数	49	49	49	49	49	49	49
	定住人口 (人)	133	132	132	132	132	132	120
	水洗化戸数	44	44	44	44	44	45	45
	水洗化人口 (人)	125	124	124	124	124	124	112
	農業集落排水水洗化率 (%)	94.0	94.0	94.0	94.0	94.0	94.0	93.3
合併処理浄化槽	合併浄化槽人口 (人)	7987	8153	8426	8612	8934	9324	9629

資料：綾川町

■ 下水道関係の整備状況の推移





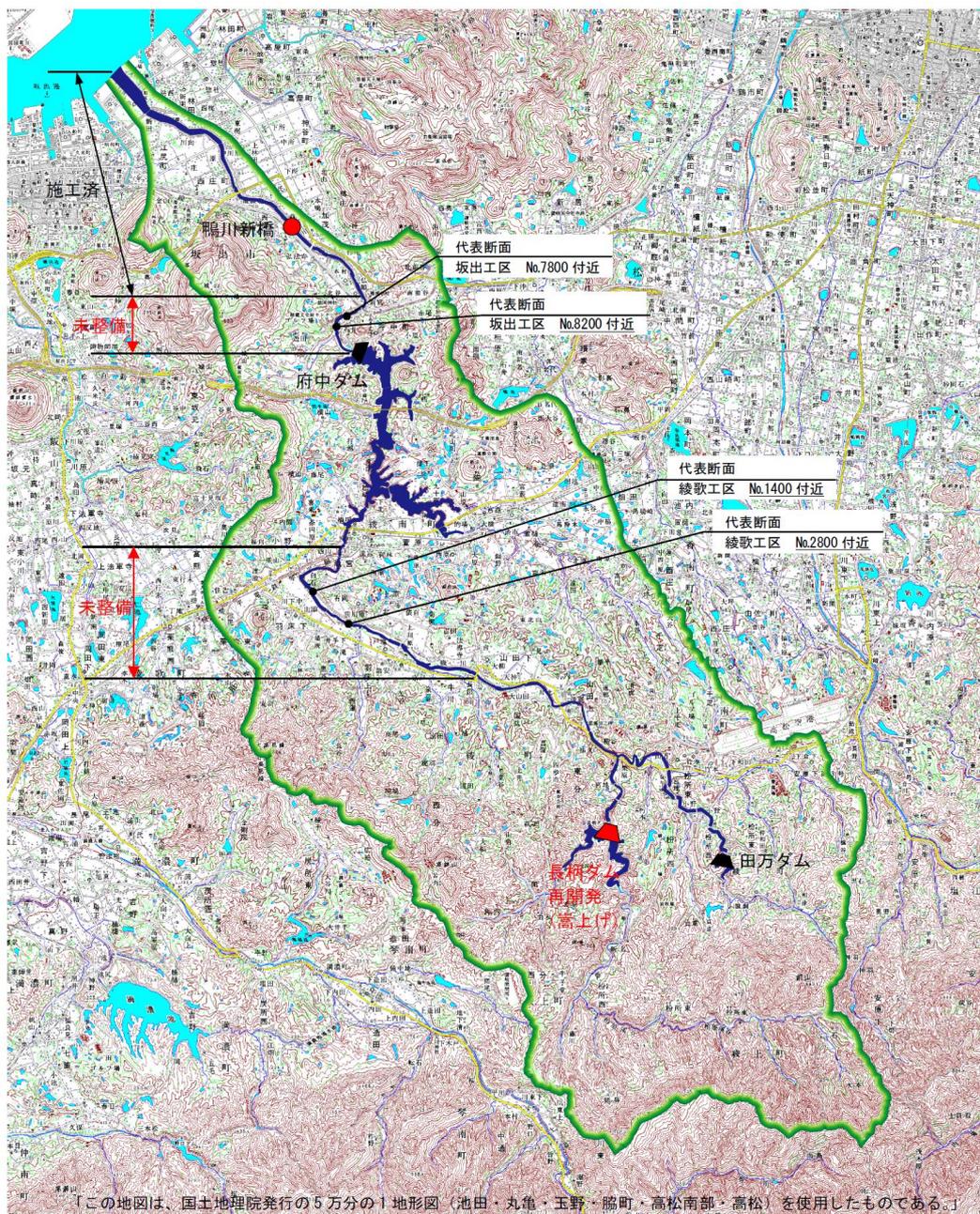
資料：綾川町流域関連特定環境保全公共下水道事業計画（平成 30 年 3 月）

(3) 河川

本町を流れる河川には、竜王山に源を発し、町の南部から北西部にかけて流れ、府中湖を経て坂出市を經由して瀬戸内海に注ぐ二級河川綾川があります。この綾川の1次支川としては、富川、飴屋川、今滝川、梶羽川、堂谷川、菖蒲川、田万川、西長柄川があります。

綾川は豊かな自然景観を有しており、上流域となる柏原渓谷は、水源の森百選にも選定されており、中流域ではゲンジボタルなども生息しています。

他にも本町の北東部には高松市香南町から本町を通過し、高松市国分寺町へと続く二級河川本津川や本町の南端を流れる土器川の1次支川の備中地川があります。



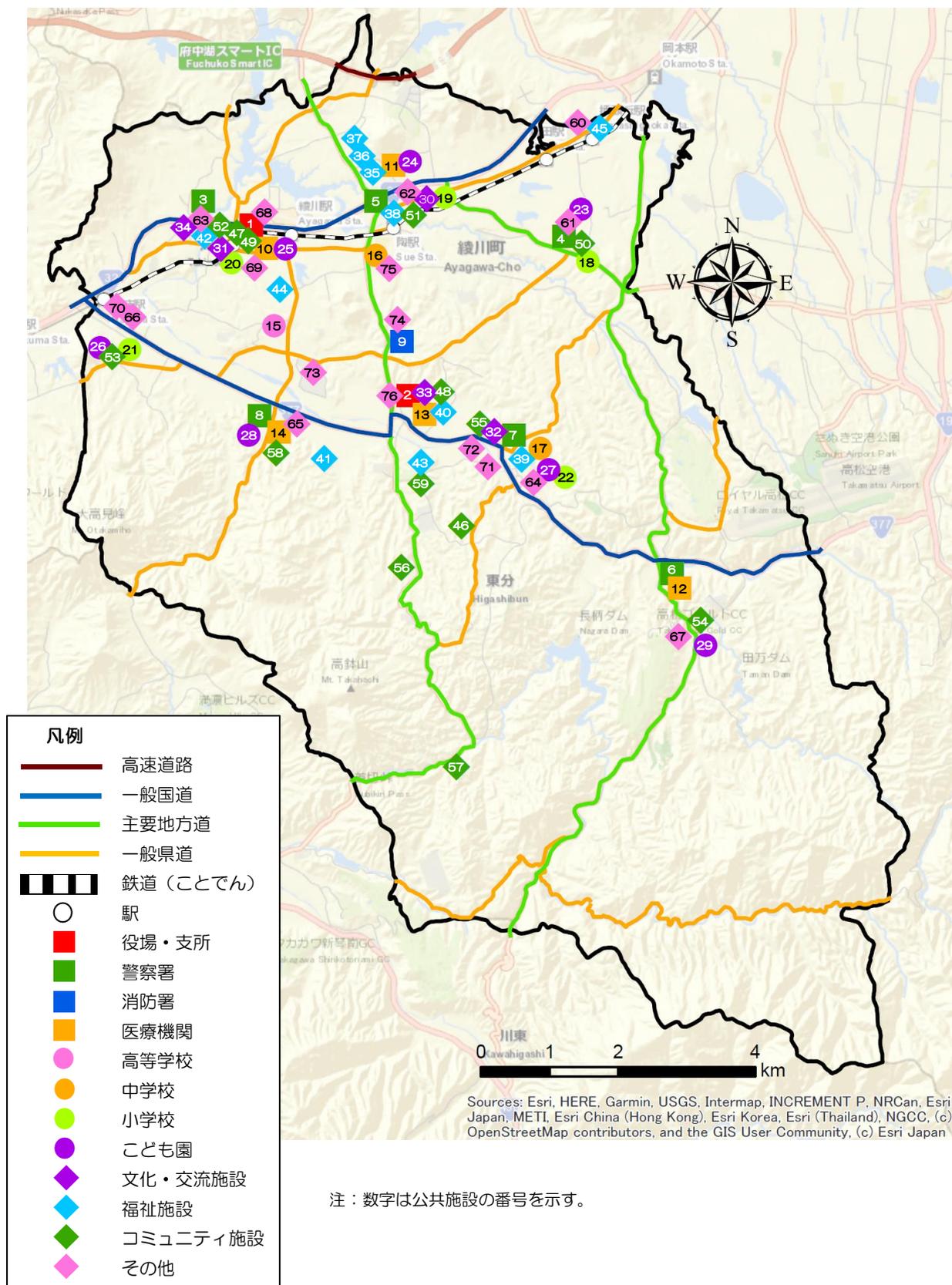
資料：綾川水系河川整備計画（平成 29 年 12 月 香川県）

2.5 主な都市機能の分布状況

(1) 公共施設

公共施設の分布は以下のとおりです。

■公共施設の分布図



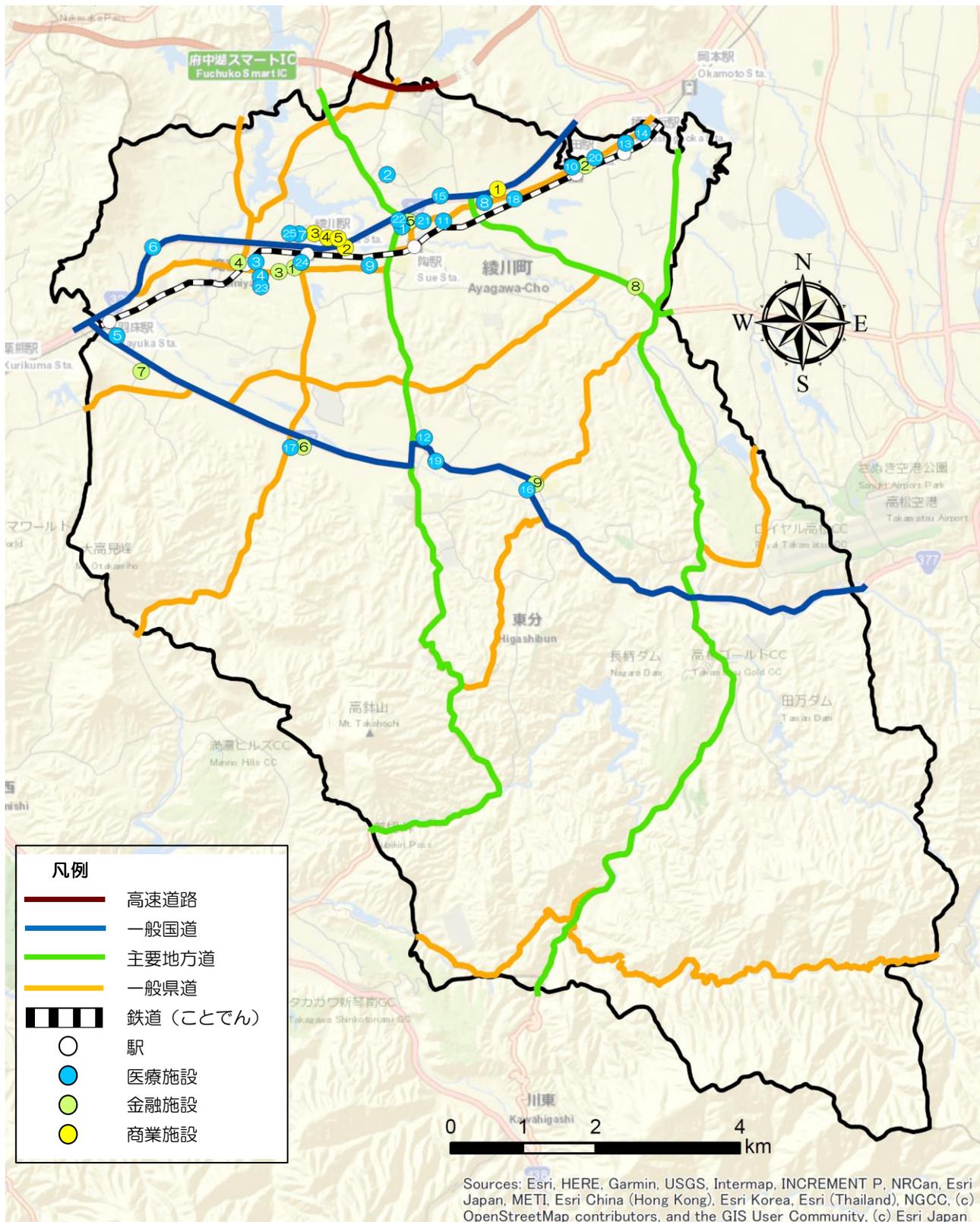
■公共施設一覧

番号	施設名称	施設分類	番号	施設名称	施設分類
1	綾川町役場	役場・支所	39	綾川町高齢者いきがい館	福祉施設
2	綾上支所	役場・支所	40	綾川町国民健康保険総合保健施設いきいきセンター	福祉施設
3	高松西警察署	警察署	41	綾川町高齢者コミュニティセンター	福祉施設
4	高松西警察署畑田駐在所	警察署	42	梅の里社会福祉センター	福祉施設
5	高松西警察署陶駐在所	警察署	43	もみじ温泉社会福祉センター	福祉施設
6	高松西警察署粉所駐在所	警察署	44	綾川町立南原児童館	福祉施設
7	高松西警察署山田駐在所	警察署	45	子育て支援施設きらり	福祉施設
8	高松西警察署羽床上駐在所	警察署	46	綾川町立東分地域交流館	コミュニティ施設
9	高松市消防局西消防署綾川分署	消防署	47	綾川町綾南農村環境改善センター	コミュニティ施設
10	滝宮総合病院	医療機関	48	綾川町綾上農村環境改善センター	コミュニティ施設
11	綾川町国民健康保険陶病院	医療機関	49	中央公民館	コミュニティ施設
12	綾川町国民健康保険粉所巡回診療所	医療機関	50	昭和公民館	コミュニティ施設
13	綾川町国民健康保険綾上診療所	医療機関	51	陶公民館	コミュニティ施設
14	綾川町国民健康保険羽床上診療所	医療機関	52	滝宮公民館	コミュニティ施設
15	県立農業経営高等学校	高等学校	53	羽床公民館	コミュニティ施設
16	町立綾南中学校	中学校	54	粉所公民館	コミュニティ施設
17	町立綾上中学校	中学校	55	山田公民館	コミュニティ施設
18	町立昭和小学校	小学校	56	西分公民館	コミュニティ施設
19	町立陶小学校	小学校	57	西分南部公民館	コミュニティ施設
20	町立滝宮小学校	小学校	58	羽床上公民館	コミュニティ施設
21	町立羽床小学校	小学校	59	綾川町ふれあい研修館	コミュニティ施設
22	町立綾上小学校	小学校	60	昭和郵便局	その他
23	昭和こども園	こども園	61	畑田郵便局	その他
24	陶こども園	こども園	62	陶郵便局	その他
25	滝宮こども園	こども園	63	滝宮郵便局	その他
26	羽床こども園	こども園	64	綾上郵便局	その他
27	山田こども園	こども園	65	羽床上郵便局	その他
28	羽床上こども園	こども園	66	羽床簡易郵便局	その他
29	山田こども園粉所分園	こども園	67	粉所簡易郵便局	その他
30	綾川町ふるさと資料館	文化・交流施設	68	町営住宅八坂団地	その他
31	綾川町立生涯学習センター	文化・交流施設	69	町営住宅滝宮団地	その他
32	主基斎田記念館	文化・交流施設	70	町営住宅羽床団地	その他
33	綾川町立綾上図書館	文化・交流施設	71	町営住宅山田団地	その他
34	道の駅「滝宮」うどん会館	文化・交流施設	72	町営住宅山田第2団地	その他
35	綾川町老人介護支援センター	福祉施設	73	香川県農業試験場	その他
36	綾川町国民健康保険総合保健施設えがお	福祉施設	74	綾川斎苑	その他
37	綾川町介護老人保健施設あやがわ	福祉施設	75	綾川町少年育成センター	その他
38	綾川町健康サポートセンター	福祉施設	76	サン・コーポラスあやかみ	その他

(2) 医療・金融・商業施設

医療・金融・商業施設の分布は以下のとおりです。

■医療・金融・商業施設の分布図



注：数字は医療・金融・商業施設の番号を示す。

■医療・金融・商業施設一覧

番号	医療施設名	番号	金融機関
1	さくらづか吉田クリニック	1	百十四銀行（綾南支店）
2	（綾川町立）陶病院	2	百十四銀行（畑田出張所）
3	滝宮総合病院	3	香川銀行（滝宮支店）
4	溝渕クリニック	4	JA香川県（滝宮支店）
5	よしだ内科消化器科医院	5	JA香川県（陶支店）
6	このはなクリニック	6	JA香川県（羽床上出張所）
7	あやがわ眼科	7	JA香川県（羽床出張所）
8	うえだ眼科	8	JA香川県（昭和出張所）
9	綾川クリニック	9	JA香川県（綾上支店）
10	山下整形外科	番号	商業施設
11	三宅医院	1	株式会社マルナカ（綾南店）
12	（綾川町立）綾上診療所	2	株式会社コスモス（綾川店）
13	松本内科胃腸科医院	3	イオン綾川店
14	西クリニック	4	コーナン（綾川店）
15	今村整形外科医院	5	ケーズデンキ（綾川店）
16	桑島医院		
17	（綾川町立）羽床上診療所		
18	うきた整形外科		
19	綾上歯科診療所		
20	浜崎歯科医院		
21	かさいデンタルクリニック		
22	にこにこ歯科		
23	高橋歯科医院		
24	ふくい歯科医院		
25	ぱーるしかいいん		

2.6 環境・景観の状況

自然豊かな本町には、山々を代表とする自然景観が多くあります。中でも讃岐七富士の一つである羽床富士と呼ばれる堤山、綾上富士と呼ばれる高鉢山が存在しており、讃岐七富士ではないものの陶富士と呼ばれる十瓶山も存在するなど、郷土のシンボルともいえる山が多く存在しています。

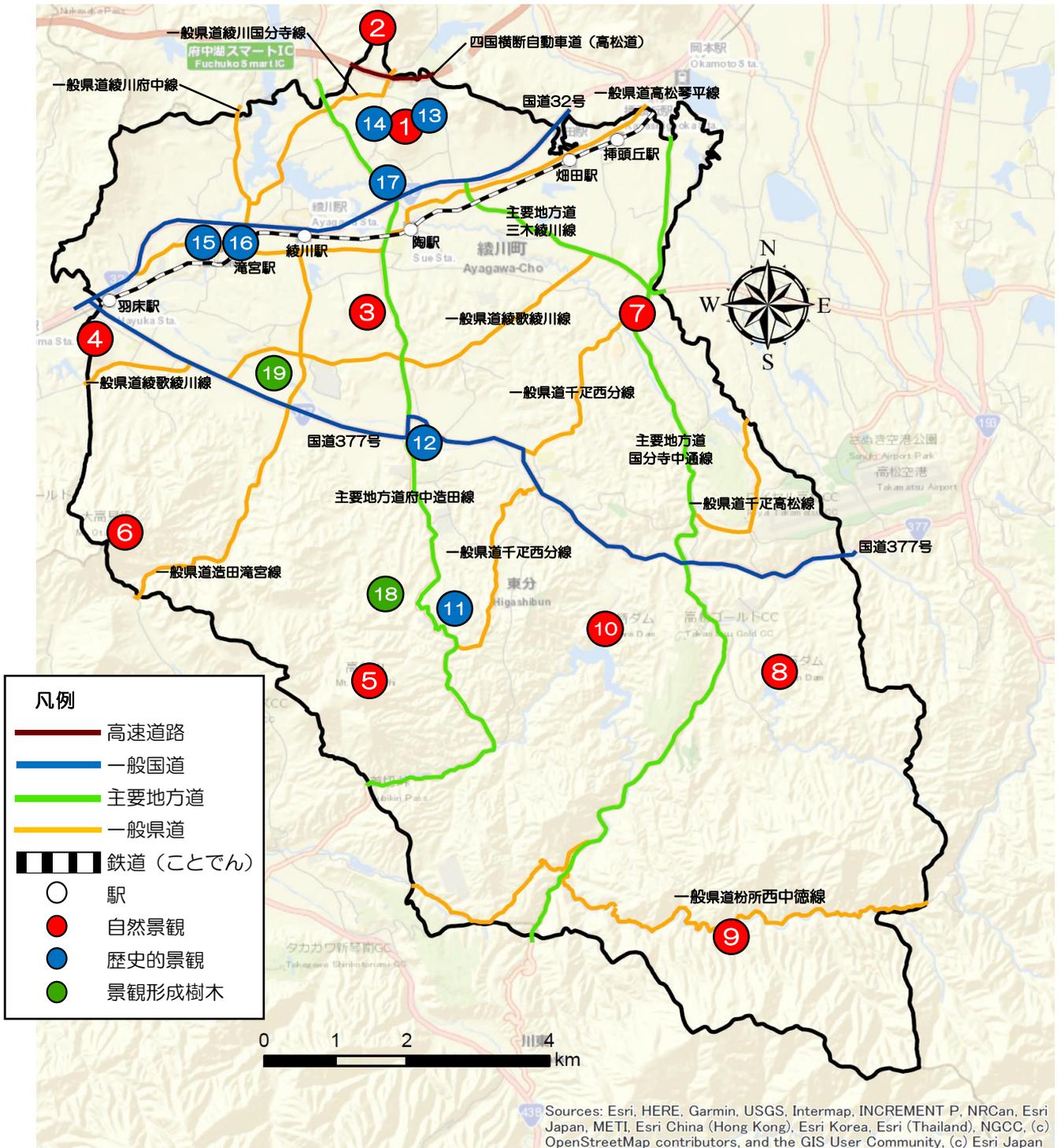
他にも史跡や建造物などの歴史的景観があります。また、社寺には地域の景観を形成する景観形成樹木があります。

■主な都市環境・景観

分類	No.	名称	備考
自然景観	1	十瓶山	なだらかな円すい形をした山で、「陶富士」とよばれており、香川のみどり百選に指定されている。
	2	鷺ノ山	香川のみどり百選に選出されており、鷺が羽を広げたような形をしており、複雑な尾根筋を持つ険しい山で、山には新名氏の鷺ノ山城跡が存在している。
	3	鞍掛山	香川のみどり百選に選出されており、双頭の山で、その名があらわすように鞍のような形が特徴的で、周辺にはため池が多く、みどりと水が一体となったうるおいある風景をかもし出している。
	4	堤山	「羽床富士」とよばれており、讃岐七富士の一つになっている。大小2つの山からなり、北側の大きい山を大堤山、南側を小堤山と呼んでおり、香川のみどり百選に選出されている。
	5	高鉢山	おむすび型をした山で「綾上富士」とよばれ、讃岐七富士の一つになっており、香川のみどり百選に指定されている。
	6	大高見峰	丸亀市、綾川町、まんのう町にかけて広がる大高見峰は、城山・猫山・鷹丸山と連なる山で、香川のみどり百選に指定されている。また、山頂付近は県の緑地環境保全地域に指定されている。
	7	経納の丘	香川のみどり百選に選出されており、小高い丘となっていることから、身近な里山として気軽に立ち寄ることのできる場所となっている。
	8	田万ダム	治水を目的として平成2年に建設されたダムであり、ダム周辺から最上流部の前山にかけての一带は、多様な植生が見られることから、香川のみどり百選に指定されている。
	9	柏原溪谷	綾川上流の前山と笠形山にはさまれた約7kmの区間にわたる景勝地で、清流と奇岩怪石が見事な渓谷美を見せ、春はツツジ、秋はモミジが流れを彩っている。香川のみどり百選、水源の森百選（林野庁）に指定されている。
	10	長柄ダム	昭和28（1953）年に建設されたダムで、周辺に整備された四国のみち「長柄ダムとサクラのみち」から上流の陣ヶ峰にかけての一带は、自然を散策するハイキングコースとなっている。香川のみどり百選に指定されている。
歴史的景観	11	苧坂家住宅長屋門	登録有形文化財（建造物）
	12-1	綾菊酒造(旧泉谷酒造場) 離れ座敷	登録有形文化財（建造物）
	12-2	綾菊酒造(旧泉谷酒造場) 仲酒蔵	登録有形文化財（建造物）
	12-3	綾菊酒造(旧泉谷酒造場) 東酒蔵	登録有形文化財（建造物）
	12-4	綾菊酒造西酒蔵	登録有形文化財（建造物）
	13	すべつと窯跡	県指定史跡
	14	ますえ畑瓦窯跡	県指定史跡
景観形成樹木	15	滝宮橋	近代土木遺産（RC開腹アーチ）
	16	滝宮駅舎	近代土木遺産（木造・袴腰屋根）
	17	陶眼鏡橋	近代土木遺産（石拱渠）
	18	大將軍神社のアベマキ	香川の保存木
	19	常善寺のスイリュウヒバ	香川の保存木

資料：香川のみどり百選HP、香川県内の登録有形文化財HP、香川の保存木HP

■環境・景観位置図

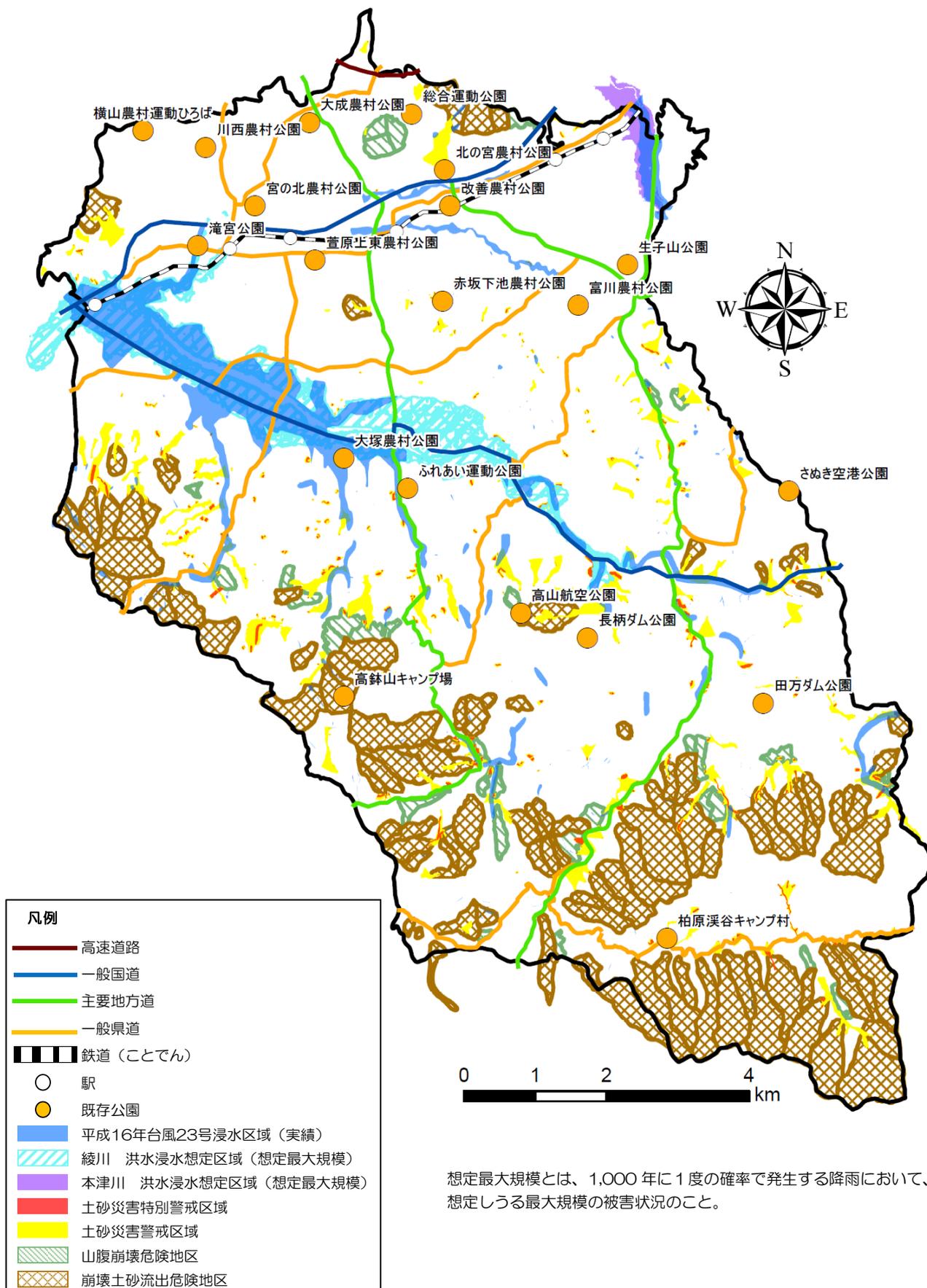


注：数字は主な都市環境・景観のNoを示す。

2.7 災害危険区域等の状況

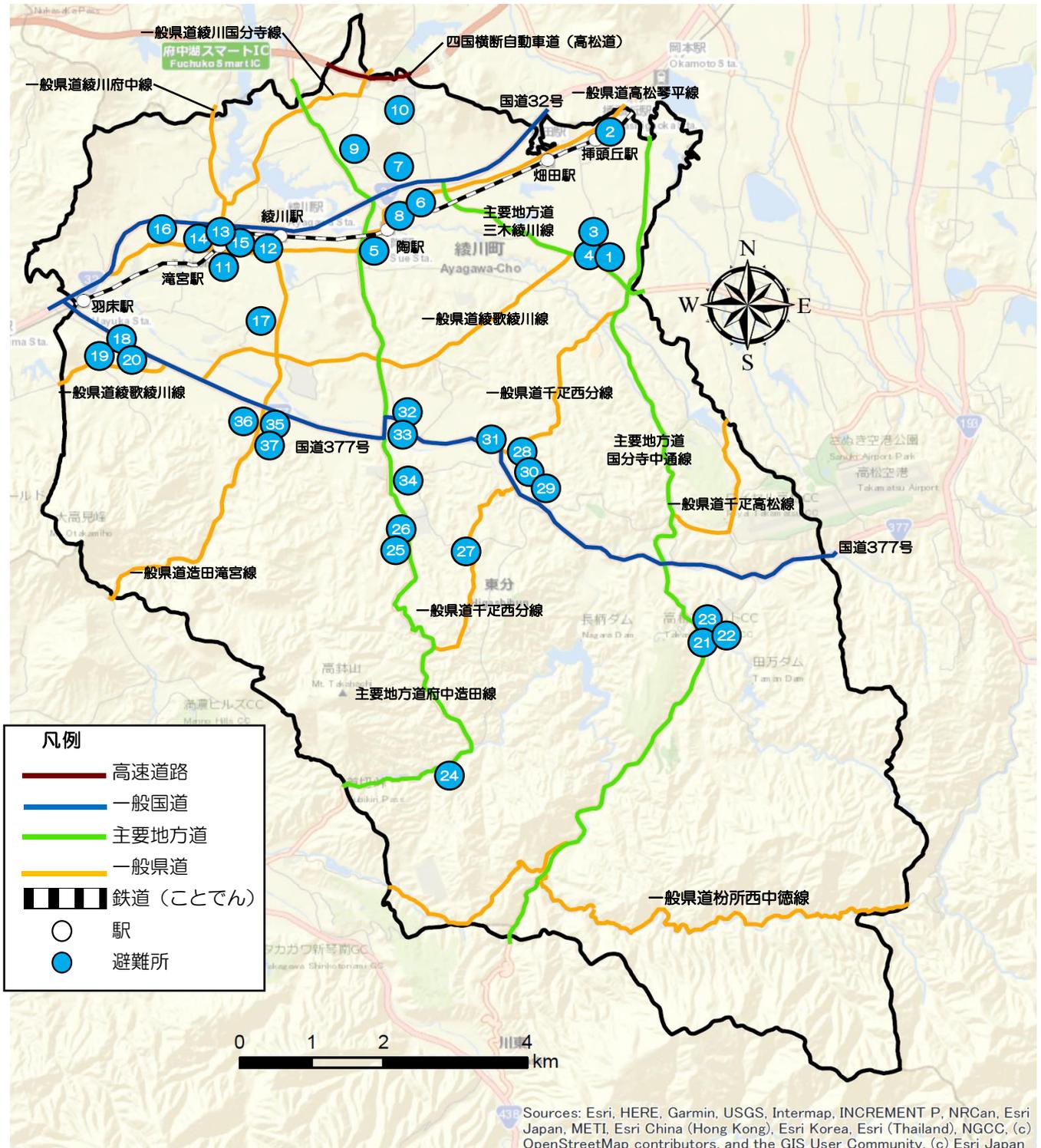
(1) 災害危険区域等

災害危険区域等の状況は以下のとおりです。



(2) 避難所

指定避難所の位置は以下のとおりです。



注：数字は避難所の番号を示す。

■避難所一覧

地区	番号	指定避難所名
畑田・千疋地区	1	昭和小学校
	2	子育て支援施設きらり
	3	昭和こども園
	4	昭和公民館
陶地区	5	綾南中学校
	6	陶小学校
	7	陶こども園
	8	陶公民館
	9	国保総合保険施設えがお
	10	総合運動公園（勤労者体育館）
滝宮・萱原・北地区	11	滝宮小学校
	12	滝宮こども園
	13	滝宮公民館
	14	梅の里社会福祉センター
	15	綾南農村環境改善センター
	16	道の駅「滝宮」
	17	農業経営高等学校
小野・羽床下地区	18	羽床小学校
	19	羽床こども園
	20	羽床公民館
粉所東・粉所西地区	21	旧粉所小学校
	22	山田こども園粉所分園
	23	粉所公民館
西分地区	24	西分南部公民館
	25	旧西分小学校
	26	西分公民館
山田上・山田下・東分地区	27	東分地域交流館
	28	綾上中学校
	29	綾上小学校
	30	山田こども園
	31	山田公民館
	32	綾上農村環境改善センター
	33	国保総合保険施設いきいきセンター
	34	B&G 綾上海洋センター
羽床上・牛川地区	35	旧羽床上小学校
	36	羽床上こども園
	37	羽床上公民館

資料：綾川町地域防災計画

2.8 公園等の概要

(1) 既存公園の概要

本町内の既存公園の概要と位置は以下のとおりです。

■ 既存公園の概要

区分	番号	名称	場所	公園面積 (㎡)	設置 主体
都市公園	1	さめき空港公園	綾川町千疋4072外	273,500	県
農村公園	2	改善農村公園	綾川町陶4033-1	2,862	町
	3	宮の北農村公園	綾川町滝宮60-2	2,900	町
	4	萱原上東農村公園	綾川町萱原342-2	1,134	町
	5	富川農村公園	綾川町千疋710-36	1,000	町
	6	北の宮農村公園	綾川町陶2797-1	1,900	町
	7	大成農村公園	綾川町陶989-1	4,656	町
	8	川西農村公園	綾川町滝宮2629	2,383	町
	9	赤坂下池農村公園	綾川町陶6553	2,083	町
	10	大塚農村公園	綾川町牛川411	410	町
キャンプ場	11	高鉢山キャンプ場	綾川町西分乙472-5	900	町
	12	柏原溪谷キャンプ村	綾川町粉所東3808	10,673	町
公園	13	滝宮公園	綾川町滝宮1565-1地先	33,000	町
	14	生子山公園	綾川町畑田2591-43地先	17,464	町
	15	高山航空公園	綾川町東分乙390-17	36,836	町
	16	長柄ダム公園	綾川町東分甲2189-1	12,456	県
	17	田万ダム公園	綾川町粉所東1656	15,976	県
運動広場 スポーツ施設	18	横山農村運動ひろば	綾川町滝宮2927-1	9,978	町
	19	総合運動公園	綾川町陶1536-1	139,326	町
	20	ふれあい運動公園	綾川町山田下3694-1	85,000	町

(2) 都市公園の種類

本町の都市公園は、本町と高松市にかけて香川県が整備を行っているさぬき空港公園（広域公園）があります。

都市公園の詳細な説明は以下のとおりです。

■公園の種別

種別	設置目的
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
地区公園	主として徒歩圏域に居住する者の利用に供することを目的とする公園
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
特殊公園	ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 イ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園

■公園の標準規模

種別	標準規模
街区公園	0.25ha を標準とする
近隣公園	2ha を標準とする
地区公園	4ha を標準とする
総合公園	おおむね 10ha 以上とする
運動公園	おおむね 15ha 以上とする
広域公園	おおむね 50ha 以上とする

■公園の配置方針

種別	設置目的	
街区公園	誘致距離 250mを標準とする	
近隣公園	誘致距離 500mを標準とする	
地区公園	誘致距離 1 kmを標準とする	
総合公園	原則として一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する	
運動公園	原則として一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する	
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に配置する	
特殊公園	風致公園	樹林地、湖沼、海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する
	動物公園 植物公園	気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置する
	歴史公園	遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地もしくはその復元、展示等に適した土地または歴史的意義を有する土地を選択して配置する

資料（上記全て）：都市計画マニュアル【都市施設・公園緑地編】

(3) 公園の面積及び分布

① 公園の面積

住民一人当たりの公園等の面積は、約 27.7 m² (=654,437 m²/23,610 人) となっています。

都市公園法施行令(第1条の2)における住民一人当たりの標準都市公園面積は、10 m²以上とされていることから、本町における公園面積としては、充足しているといえます。

② 公園の分布

都市公園においては、その目的・役割に応じて標準的な規模及び誘致距離が設定されています。

この誘致距離を基に、本町内に存在する公園を利活用できる範囲(サービス圏)について分析を行いました。

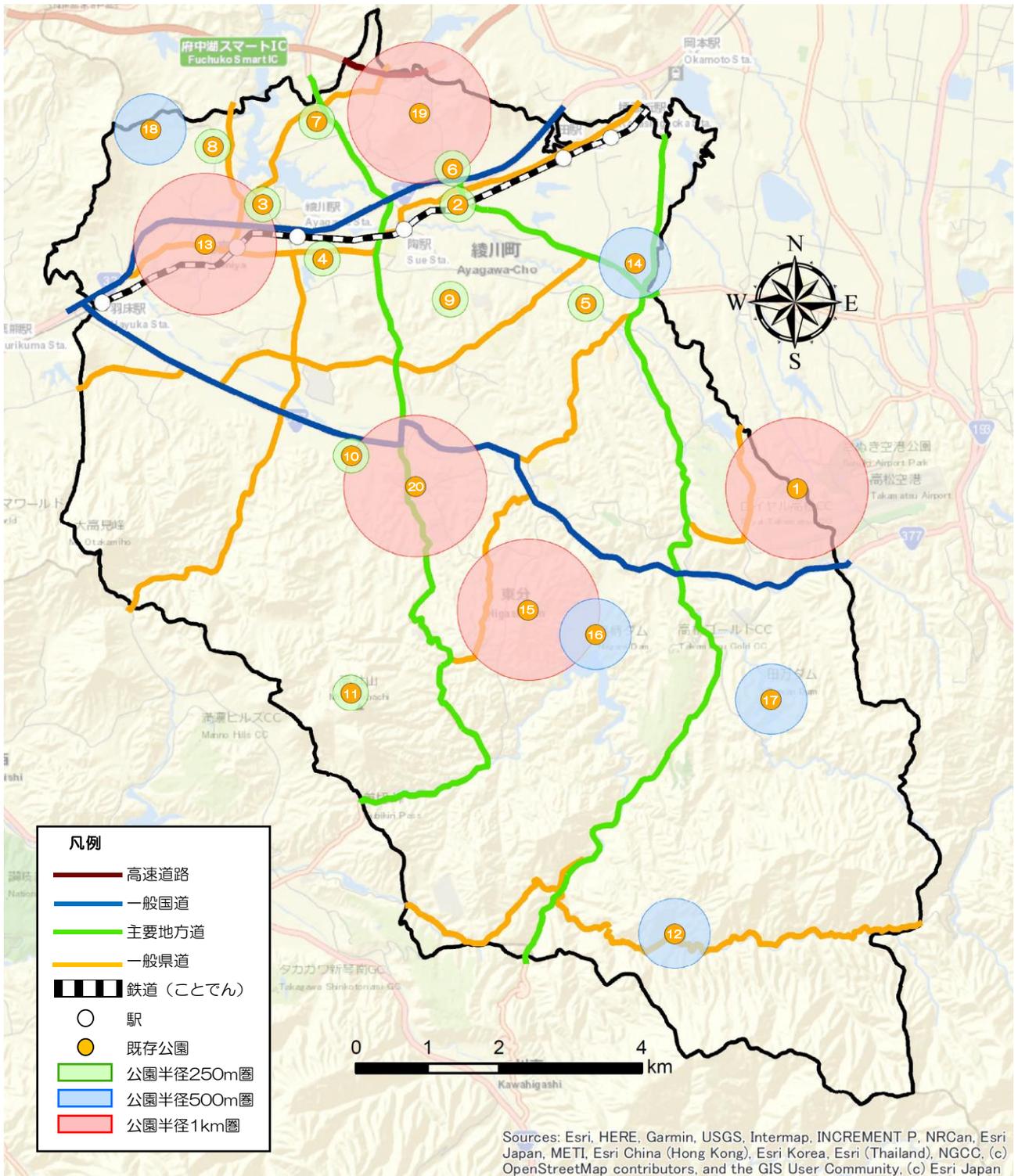
公園誘致圏域内人口を算出したところ、6,621 人となり、公園誘致圏域外人口は 16,989 人となります。

■公園誘致距離一覧表

区分	番号	名称	公園面積 (m ²)	誘致距離 (m)
都市公園	1	さぬき空港公園	273,500	1,000
農村公園	2	改善農村公園	2,862	250
	3	宮の北農村公園	2,900	250
	4	萱原上東農村公園	1,134	250
	5	富川農村公園	1,000	250
	6	北の宮農村公園	1,900	250
	7	大成農村公園	4,656	250
	8	川西農村公園	2,383	250
	9	赤坂下池農村公園	2,083	250
	10	大塚農村公園	410	250
キャンプ場	11	高鉢山キャンプ場	900	250
	12	柏原溪谷キャンプ村	10,673	500
公園	13	滝宮公園	33,000	1,000
	14	生子山公園	17,464	500
	15	高山航空公園	36,836	1,000
	16	長柄ダム公園	12,456	500
	17	田万ダム公園	15,976	500
運動広場 スポーツ施設	18	横山農村運動ひろば	9,978	500
	19	総合運動公園	139,326	1,000
	20	ふれあい運動公園	85,000	1,000

※公園面積より、誘致距離を算出しました。

■公園誘致圏域図



注：数字は既存公園の番号を示す。

第3章 上位計画・関連計画等の整理

ここでは、本計画を策定する上で特に関わりの深い上位・関連計画等について概要を整理します。

3.1 綾川町第2次総合振興計画（上位計画）

■計画期間（2017年度～2026年度）

■概要

「綾川町第2次総合振興計画」においては、将来像として、「いいひと いいまち いい笑顔 ～住まいる あやがわ～」を掲げ「綾川町」を構成するすべての良さを最大限に活かし、本町の明日を担う可能性に満ちた子どもたちから、懸命に働き、いきいきとした大人たちまで、本町に住むすべての住民が幸せに笑顔で、ずっと住み続けたい「綾川町」を目指すとしています。

また、将来像を実現していくために、以下の3つの基本理念と、7つの基本目標を掲げ、公園に関して特に関係が深い施策の方向性として、「スポーツ施設の有効利用」、「多様な公園の充実」、「公園機能の充実」が示されています。

■将来像

『いいひと いいまち いい笑顔 ～住まいる あやがわ～』	
------------------------------	---

■基本理念／基本目標

理念1. 誇り・愛着（人づくり・地域づくり）	
基本目標1 顔の見える関係が続いているまち（住民協働）	
基本目標2 豊かな心と健やかな心身を育むまち（教育・文化・スポーツ）	
基本目標3 魅力あふれる自然との調和のとれるまち（環境）	
理念2. おもいやり（安心づくり）	
基本目標4 各世代がいきいき暮らせるまち（保健・医療）	
基本目標5 安心して住み続けられるまち（福祉・社会保障）	
基本目標6 災害に強い、安心して暮らせるまち（防災・防犯）	

理念3. 元気（活気づくり・交流づくり）



基本目標7 住みよい明るいまち（生活基盤）

基本目標8 ヒトとモノの行き交うにぎわいのあるまち（産業）

基本目標9 自立した地域経営のまち（行財政）

■施策の方向性（公園に関する施策を抽出掲載）

基本目標2 施策 3. 文化・スポーツ

施策の方向性 3 スポーツ施設の有効利用

- ・住民の生涯スポーツ活動を支援するため、総合運動公園陸上競技場改修、学校体育施設開放事業、各種スポーツ大会の開催など関連施設間の連携を図り、スポーツ施設の有効利用を進めます。

基本目標3 施策 3. 自然との共生

施策の方向性 3 多様な公園の充実

- ・自然環境に接する機会として、身近な遊び場や、公園機能の拡充など、多様な公園の充実に努めます。また、ため池周辺の水辺空間の活用など、住民に親しまれる場づくりに努めます。

基本目標7 施策 1. 生活空間

施策の方向性 3 公園機能の充実

- ・公園については、地域の自然環境を活かしたうるおいの空間として、また、生活に身近な憩いの空間として、計画的に整備を進めるとともに、既存施設などの有効利用や民間緑地の保全・活用などによる公園・緑地の整備手法について検討します。
また、住民による主体的な管理活動を促進します。

3.2 第2期綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

■計画期間（2020年度～2024年度）

■概要

本町の課題である人口減少・少子高齢化への対応として、若い世代の人口流出の抑制と定住者を増やす取組が重要となります。また、出生数の減少への対応として、子どもを産み育てやすい環境の強化が重要と考えられています。

「第2期綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「基本3 結婚・出産・子育てが楽しいまちへ」では、子どもを産み育てたいと願う人々に対して、その願いのもとに力強い未来が描けるような支援を行うとしています。

■2章 綾川町の現状と課題

2.2 課題

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

- ・人口減少によって、地域経済の規模縮小、地域の活力が低下するとともに、生産年齢人口（15～64歳）の減少は税の減収や地域で支えあう生活の維持が困難になります。今後、人口減少に歯止めをかけるとともに、若い世代の人口流出の抑制と定住者を増やす取組が重要となります。

(2) 人口移動（自然増減・社会増減）に対する対応

1) 自然増減

- ・25歳から34歳の未婚率は増加を続け、近年では男性が約61%、女性が約48%を超えており、晩婚化が進んでいると考えられます。出生数の減少は、人口に直接関係することから、若い男女の結婚に向けた支援や子どもを産み育てやすい環境の強化が重要と考えられます。

■3章 基本目標及び目標値

3.2 目標値

●基本目標3 結婚・出産・子育てが楽しいまちへ

- ・少子化は、結婚や出産に対する意識、若い世代などの所得の伸び悩み、女性の就労継続の困難さ、子育て世代の男性の長時間労働などが原因とされています。さらに、ライフスタイルの多様化から、子育て環境を取り巻く課題は常に変化しており、これらに対応することが求められています。そこで、基本目標は「結婚・出産・子育てが楽しいまちへ」とし、若者が新たな未来に向け、結婚への第一歩となるための環境づくりや子どもを産み育てたいと願う人々に対して、その願いのもとに力強い未来が描けるような支援を行います。

3.3 綾川町都市計画マスタープラン

■計画期間（2013年度～2022年度）

■概要

「綾川町都市計画マスタープラン」は、上位計画となる「高松広域都市計画区域マスタープラン」や「綾川町第2次総合振興計画」等により、都市機能をより集約し、安全・安心、便利で快適なまちづくりを推進していくこととしています。また、都市構造は「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの要素で構成されており、今後、将来都市構造に基づき集約型の都市を目指すとしています。

■綾川町都市計画マスタープラン将来都市構造図



将来都市構造図

■ 2章 現状と今後のまちづくりにおける課題

1 綾川町の現状

(5) 都市基盤の状況

② 公園

- 本町の都市公園としては、本町と高松市にかけて香川県が整備を行っているさぬき空港公園（広域公園）があり、現在、67.87haが開園しています。
- さぬき空港公園以外の都市公園はありませんが、農村公園・キャンプ場などは、以下のものがあげられます。

農村公園他一覧

区 分	名 称	場 所	公園面積 (㎡)	都市計画区域内 公園面積 (㎡)
都市公園	さぬき空港公園	綾川町千疋4072外	273,500	273,500
農村公園	改善農村公園	綾川町陶4033-1	2,862	2,862
	宮の北農村公園	綾川町滝宮60-2	2,900	2,900
	菅原上東農村公園	綾川町菅原342-2	1,134	1,134
	富川農村公園	綾川町千疋710-36	1,000	1,000
	北の宮農村公園	綾川町陶2797-1	1,900	1,900
	大成農村公園	綾川町陶989-1	4,656	4,656
	川西農村公園	綾川町滝宮2629	2,383	2,383
	赤坂下池農村公園	綾川町陶6553	2,083	2,083
キャンプ場	大塚農村公園	綾川町牛川411	410	
	高鉢山キャンプ場	綾川町西分乙472-5	900	
公園	柏原溪谷キャンプ村	綾川町粉所東3808	10,673	
	滝宮公園	綾川町滝宮1565-1地先	33,000	33,000
	生子山公園	綾川町畑田2591-43地先	17,464	17,464
	高山航空公園	綾川町東分乙390-17	36,836	
	長柄ダム公園	綾川町東分甲2189-1	12,456	
	田万ダム公園	綾川町粉所東1656	15,976	
運動広場 スポーツ施設	横山農村運動広場	綾川町滝宮2927-1	9,978	9,978
	総合運動公園	綾川町陶1536-1	139,326	139,326
	ふれあい運動公園	綾川町山田下3694-1	85,000	
合 計		—	654,437	492,186

注：さぬき空港公園は綾川町部分の面積である。

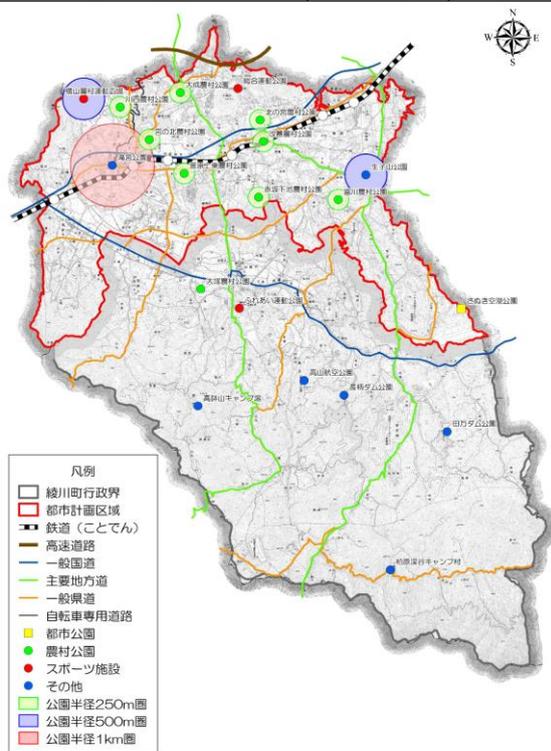
- これら公園の全体面積は約 65ha 程度であり、その内約 75%の 49ha が都市計画区域内に位置しています。
- 本町における住民一人当たりの広場・公園などの面積は、26.6 ㎡ (=654,437 ㎡ /24,625 人) となっており、都市計画区域内では、26.4 ㎡ (=492,186 ㎡/18,646 人) となっています。
- 都市公園法施行令（第 1 条の 2）における住民一人当たりの標準都市公園面積は、10 ㎡以上とされていることから、本町における公園面積としては、充足しているといえます。
- しかしながら、滝宮公園、大成農村公園には老朽化した遊具なども存在することから、撤去や再整備が望まれます。
- 都市公園においては、その目的・役割に応じて標準的な規模及び誘致距離が設定されています。
- この誘致距離を基に、都市計画区域内に存在する公園を利活用できる範囲（サービス圏）について分析を行いました。

※さぬき空港公園は広域公園であることから、市町を超える広域の圏域が対象となるため、ここでは分析の対象外としました。

同様に、総合運動公園も本町全域が対象となるため、ここでは分析の対象外としました。

- 分析結果をみると、本町の公園は、比較的規模の大きな公園が存在するため、住民一人当たりの公園面積は、充足していますが、公園の誘致距離からみた場合には、十分な公園の配置とはいえ、都市計画区域内の人口が多い地区において身近に利用できる公園が不足していることがうかがえます。

区分	名称	都市計画区域内公園面積 (㎡)	誘致距離 (m)
都市公園	さぬき空港公園	273,500	—
農村公園	改善農村公園	2,862	250
	宮の北農村公園	2,900	250
	菅原上東農村公園	1,134	250
	富川農村公園	1,000	250
	北の宮農村公園	1,900	250
	大成農村公園	4,656	250
	川西農村公園	2,383	250
公園	赤坂下池農村公園	2,083	250
	滝宮公園	33,000	1,000
運動広場 スポーツ施設	生子山公園	17,464	500
	横山農村運動広場	9,978	500
総合運動公園		139,326	—
合計		492,186	



公園誘致圏域図

■ 3章 全体構想

6 公園・緑地の整備方針

(1) 基本方針

- 本町における都市公園は、本町と高松市にかけて香川県が整備したさぬき空港公園（広域公園）のみですが、それ以外の公園や広場として、横山農村運動広場、総合運動公園、農村公園、運動広場、スポーツ施設などが、主に都市計画区域内に整備されています。
- このため都市計画区域内の一人当たりの広場・公園面積は 26.4 ㎡で、標準都市公園面積（10 ㎡以上）を超えていますが、気軽にまた身近に公園が利用できる環境を目指し、住宅

から近い距離に公園を配置するよう適正な公園の配置を目指します。

- なお、公園の配置にあたり、公共施設用地や空き地、跡地などの低未利用地を活用するとともに、新たな公園を整備するだけでなく、既存施設などの有効活用や民有緑地の保全・活用などによる公園・緑地の整備手法について検討します。

(2) 公園の整備方針

① 街区公園などの整備

- 北、小野、羽床下地区には、身近に利用できる公園がなく、また人口の多い陶、畑田地区においても身近に利用できる公園が少ないことから、身近な交流・憩いの空間として子どもから高齢者までが利用できるようにベンチ、パーゴラ、植栽などを配置した街区公園の整備に努めます。

なお、田園集落地では、空き地や休耕田を利用し、土地所有者の協力を仰ぎながら暫定的な広場・ポケットパークとしての利用について検討します。

② 既存公園の整備

- 総合運動公園は、現在も利用率の高い公園です。子どもから高齢者までの健康維持・増進につながるスポーツ・レクリエーションの基地として、更なる利用促進のためにトレーニング器具や健康・体力測定器具などの設置やスポーツ教室、健康教室などの開催を検討します。
- 既存の農村公園に存在する老朽化した遊具などは、定期的な調査、点検を行い、補修や撤去を行います。

(3) 水と緑のネットワーク形成方針

① 綾川の自然環境整備・活用

- 綾川は、良好な自然空間を有した水と緑の軸であることから、河川整備においては治水機能を確保した上で親水性を有した多自然川づくりを促進します。
- また、綾川の管理道路を利用し、自然空間を眺めながら自転車で走ることができる自転車歩行者道の整備を促進します。

② 緑のネットワークづくり

- 本町を東西方向に走る国道 32 号は、中央分離帯及び歩道に植栽がされており、また、本町の代表的な景観で緑の拠点ともいえる堤山、十瓶山を左右に眺めながら走行することができます。

さらには国道 32 号に近接して北の宮農村公園、北の宮八幡宮、改善農村公園、大宮八幡宮、滝宮公園といった緑が多く見られる場所が存在しています。

これらの緑の場所を結ぶ空間は、緑のネットワークとして保全を図るとともに、更なるネットワークの構築に向けて、十瓶山、総合運動公園へとつながる町道宮藪奥池線や市街地ゾーンを南北に走る町道萱原造田綾南線への道路緑化を推進します。

(4) 緑の保全・育成方針

① 緑の保全

- 本町のシンボルでもあり特徴的な景観を有する堤山、十瓶山のほか、鞍掛山、生子山などは住宅地に近く身近に感じる緑として緑地保全地域の指定を検討するなど、開発を抑制し、保全・活用を図ります。

また、都市計画区域の縁辺部に存在する丘陵地もまとまった緑として保全を図ります。

なお、これら緑における保全と創出に向けた仕組みづくりを検討するために、緑の基本計画

3.4 綾川町公共施設等総合管理計画

■計画期間（2017年度～2056年度）

■概要

「綾川町公共施設等総合管理計画」は、将来の公共施設等の需要に対応した施設機能を維持し、同時に将来世代の負担軽減を図ることを目的として、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくための計画としています。

この計画の対象公園は以下のとおりで、施設類型ごとの管理方針を示しています。

■第四章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設

③ スポーツ・レクリエーション等施設

●主な施設

綾川町総合運動公園、綾川町 B&G 綾上海洋センター、綾川町ふれあい運動公園、綾川町横山農村運動ひろば、柏原溪谷キャンプ村、高鉢山キャンプ場、綾川町うどん会館

●数量に関する基本方針

スポーツ・レクリエーション系施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とする。但し同一の種目競技については、競技の変更、廃止を検討する。

●品質に関する基本方針

施設の長寿命化を図る。

利用性を高めるために、設備の更新等を図るが、更新にあたってはライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図る。

●コストに関する基本方針

指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図る。

省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図る。

⑩ 公園

●主な施設

高山航空公園、田万ダム公園、長柄ダム公園、滝宮公園、農村公園

●数量に関する基本方針

老朽化が進行している施設や利用者の少ない公園等の施設については、数量の削減を検討する。

公園遊具等の更新については、地域の人口動態等を踏まえた上で、真に必要な施設を厳選する。

●品質に関する基本方針

利用者の利便性や防犯性を考慮しつつ、維持管理を行う。

●コストに関する基本方針

公園施設の長期的な維持管理コストの縮減及び公園施設の安全性確保と機能保全を図る。

3.5 綾川町国土強靱化計画

■ 計画期間（2020 年度～2022 年度）

■ 概要

「綾川町国土強靱化計画」は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための計画としています。公園に関する対応策は以下のとおりです。

■ II 強靱化の基本的な考え方

2 目標

（1）基本目標

- ① 町民の生命を守る
- ② 町と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う

（2）事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

■ V 脆弱性評価及び対応策

4 脆弱性評価結果に基づく対応策

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

● 対応策

（延焼防止）〈町・民間〉

街路、公園等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。

3.6 綾川町第3次総合保健福祉計画

■計画期間（2020年度～2024年度）

■概要

「綾川町総合保健福祉計画」は、高齢者、障害者、子育て支援など、保健・福祉・医療の各施策の一層の連携を図り、町民一人ひとりの健康づくりを重視し、だれもが安全・安心に暮らせる、福祉のまちづくりを実現しようとするために、保健福祉を一体的・総合的に捉えることを目的とした計画としています。

公園に関する施策は以下のとおりです。

第4編 障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

■基本理念

一人ひとりが輝き、ともに生きるまち

■基本目標／基本施策

目標1 みんなで支えあうまち

施策① 療育・教育・発達支援の充実

施策② 地域生活への支援の充実

目標2 障壁のない快適なまち

施策① ノーマライゼーションの浸透と交流の促進

施策② 障壁のない生活環境の整備

目標3 自分らしく過ごせるまち

施策① 就労支援の推進

施策② 健康で文化的な生活への支援

■第4章 分野別施策の展開（公園に関する施策を抽出掲載）

（1）障害者にやさしい公共空間の確保

●取組 公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

●対応策

公共施設や道路、公園、公共建築物のバリアフリー化について、障害者や高齢者の利用状況を的確に把握し、年次計画に基づき計画的な整備を推進します。

また、新規の施設整備やまちづくり事業にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り込んだ検討を進めます。

第5編 子ども・子育て支援事業計画

■基本理念

子どもが夢を持ち、子育てに夢が持てる、みんなの笑顔が輝くまち

■基本目標／基本施策

目標 1 多様な家庭が子育てしやすいまち

- 施策 ① 多様な保育サービスの充実
- 施策 ② 放課後児童対策の充実

目標 2 みんなで子育てするまち

- 施策 ① 男女共同参画の促進
- 施策 ② 地域子育て力の向上
- 施策 ③ 仕事と生活の調和の推進

3 子育て家庭が支えられるまち

- 施策 ① 情報提供・相談の充実と交流の促進
- 施策 ② 健康づくりの促進
- 施策 ③ 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実
- 施策 ④ ひとり親家庭への支援の強化
- 施策 ⑤ 経済的負担の軽減
- 施策 ⑥ 児童虐待への対応
- 施策 ⑦ 子どもの権利・意見の尊重
- 施策 ⑧ 子どもの貧困対策

4 子どもの生きる力が育まれるまち

- 施策 ① 生きる力を育てる教育の推進
- 施策 ② 多様な学習機会の提供

5 子どもがのびのび育つまち

- 施策 ① 子どもにやさしい生活環境の整備
- 施策 ② 一生懸命遊べる場の確保

■第4章 分野別施策の展開（公園に関する施策を抽出掲載）

（1）屋外活動の場の充実

●取組 屋外活動の場の充実

●対応策

グラウンド、テニスコートなど屋外活動施設の整備と適正な維持管理に努めます。また、校庭を開放したりや園庭の遊び場としての活用を図ります。

この他、綾川流域水環境保全推進協議会において水生生物調査を実施するなど野山や水辺が子どもたちのかけがえのない遊び場となるよう、自然環境の保全に努めます。

●取組 公園の整備

●対応策

公園整備や管理のあり方、既存の公園や公有地などの有効活用についてとりまとめ、具体的整備に向け準備をすすめます。

第4章 現況分析及び課題の整理

4.1 アンケート・ニーズ調査の分析

住民のまちづくりに関する意向を把握するために実施した、アンケート・ニーズ調査の結果を分析しました。

(1) 綾川町都市計画マスタープラン

① 調査概要

調査対象	18歳以上の町民
標本数	標本数 2,500人 回収数 1,181票 回収率 47.2%
抽出法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成26年7月

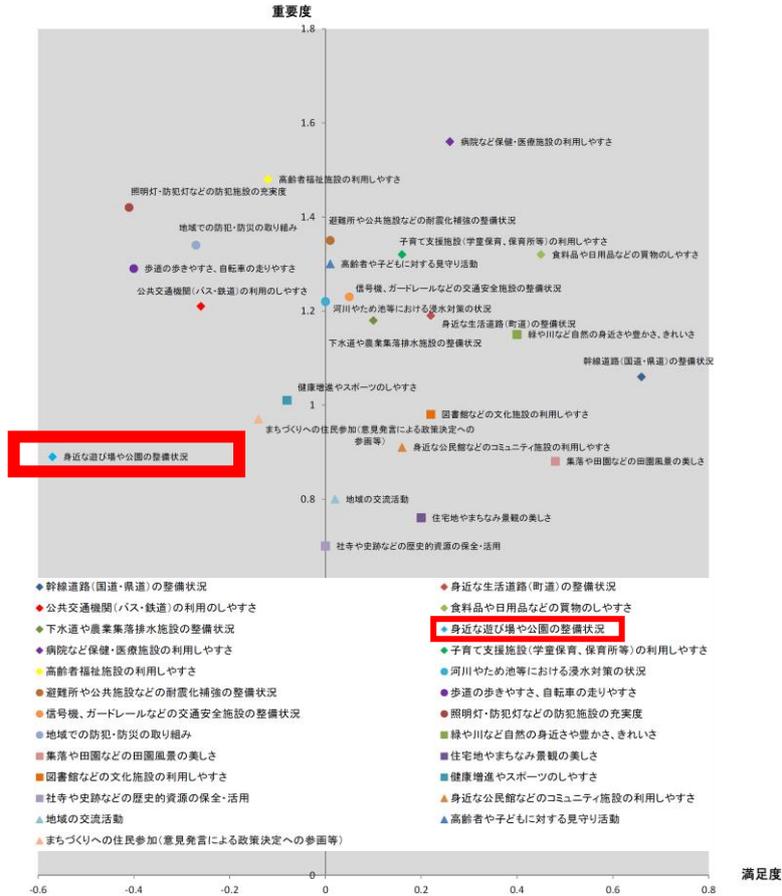
② 結果

ア. 地域の満足度、重要度

「身近な遊び場や公園の整備状況」は、現状の満足度が低く、将来の重要度が高いものとなっています。

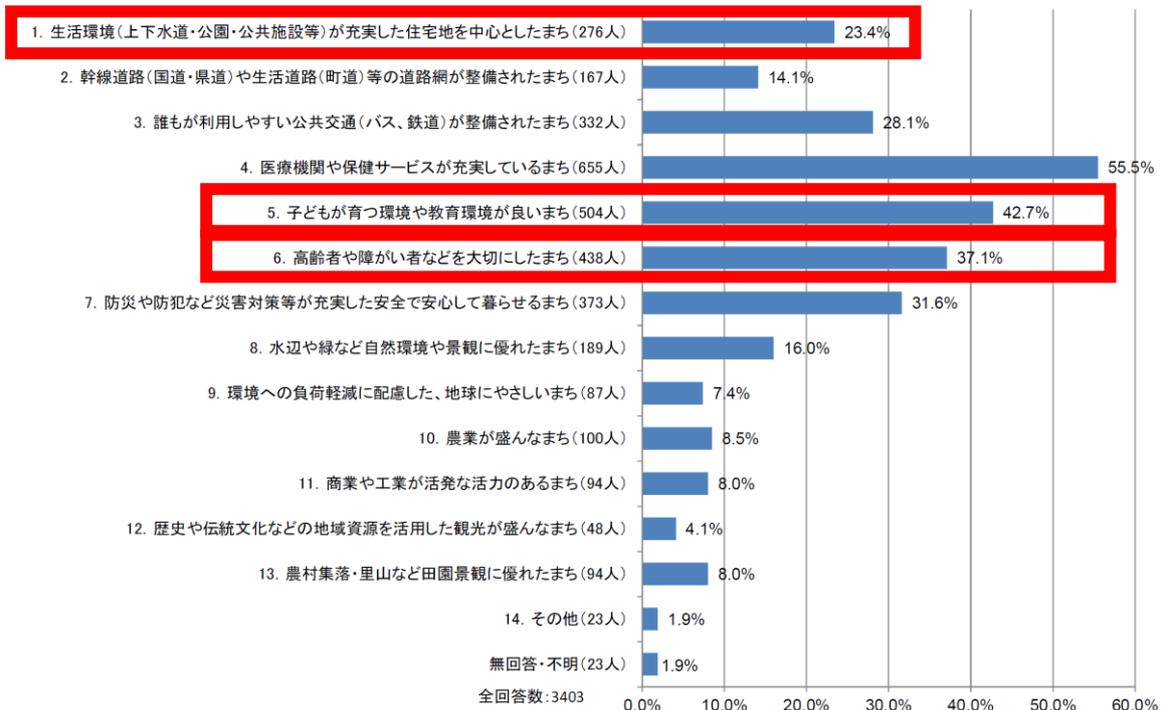
番号	項目	満足度	重要度
1	幹線道路(国道・県道)の整備状況	0.66	1.06
2	身近な生活道路(町道)の整備状況	0.22	1.19
3	公共交通機関(バス・鉄道)の利用のしやすさ	-0.26	1.21
4	食料品や日用品などの買物のしやすさ	0.45	1.32
5	下水道や農業集落排水施設の整備状況	0.10	1.18
6	身近な遊び場や公園の整備状況	-0.57	0.89
7	病院など保健・医療施設の利用しやすさ	0.26	1.56
8	子育て支援施設(学童保育、保育所等)の利用しやすさ	0.16	1.32
9	高齢者福祉施設の利用しやすさ	-0.12	1.48
10	河川やため池等における浸水対策の状況	0.00	1.22
11	避難所や公共施設などの耐震化補強の整備状況	0.01	1.35
12	避難所における防災、備蓄品などの充実	-0.12	1.35
13	歩道の歩きやすさ、自転車の走りやすさ	-0.40	1.29
14	信号機、ガードレールなどの交通安全施設の整備状況	0.05	1.23
15	照明灯・防犯灯などの防犯施設の充実度	-0.41	1.42
16	地域での防犯・防災の取り組み	-0.27	1.34
17	緑や川など自然の身近さや豊かさ、きれいさ	0.40	1.15
18	集落や田園などの田園風景の美しさ	0.48	0.88
19	住宅地やまちなみ景観の美しさ	0.20	0.76
20	図書館などの文化施設の利用しやすさ	0.22	0.98
21	健康増進やスポーツのしやすさ	-0.08	1.01
22	社寺や史跡などの歴史的資源の保全・活用	0.00	0.70
23	身近な公民館などのコミュニティ施設の利用しやすさ	0.16	0.91
24	地域の交流活動	0.02	0.80
25	高齢者や子どもに対する見守り活動	0.01	1.30
26	まちづくりへの住民参加(意見発言による政策決定への参画等)	-0.14	0.97
	平均	0.04	1.15

住民の満足度と重要度



イ. 綾川町の将来像

綾川町の将来像についてたずねたところ、「子どもが育つ環境や教育環境が良いまち」は 42.7%で2番目に高い割合となり、「高齢者や障がい者などを大切にしまち」は 37.1%で3番目に高い割合となり、「生活環境(上下水道・公園・公共施設等)が充実した住宅地を中心としたまち」は 23.4%で6番目に高い割合となっています。



(2) 地域福祉・健康増進・食育推進計画に関するアンケート調査

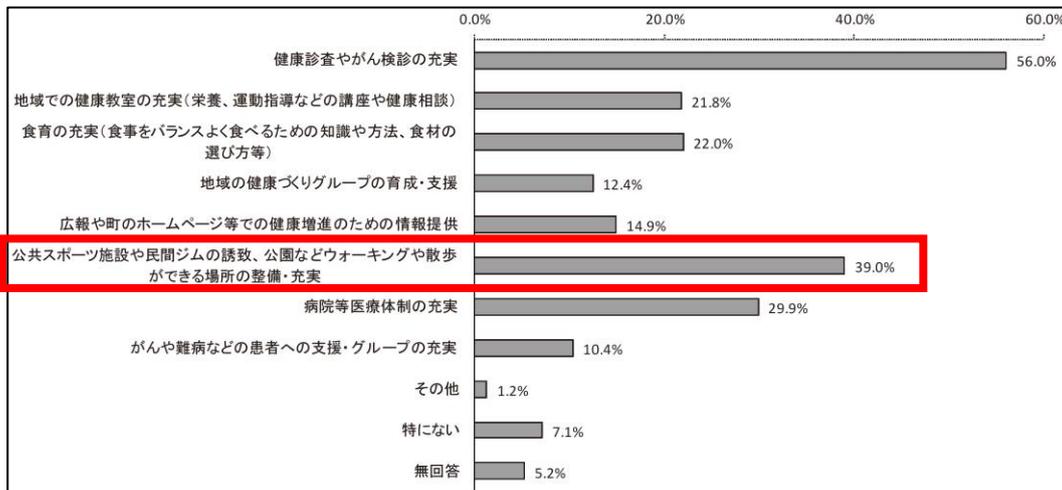
① 調査概要

調査対象	18歳以上の町民
標本数	標本数 1,000人 回収数 482票 回収率 48.2%
抽出法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和元年8月13日～8月26日

② 結果

ア. 健康づくりに関する行政の取組の重要性

「公共スポーツ施設や民間ジムの誘致、公園などウォーキングや散歩ができる場所の整備・充実」は39.0%となり、2番目に高くなっており、前回調査と比較しても上昇しています。



	人数 (人)	割合 (%)										
		健康診査やがん検診の充実	地域での健康教室の充実(栄養、運動指導などの講座や健康相談)	食育の充実(食事をバランスよく食べるための知識や方法、食材の選び方等)	地域の健康づくりグループの育成・支援	広報や町のホームページ等での健康増進のための情報提供	公共スポーツ施設や民間ジムの誘致、公園などウォーキングや散歩ができる場所の整備・充実	病院等医療体制の充実	がんや難病などの患者への支援・グループの充実	その他	特にない	無回答
全体(今回調査)	482	56.0	21.8	22.0	12.4	14.9	39.0	29.9	10.4	1.2	7.1	5.2
全体(前回調査)	310	59.0	29.0	37.1	11.6	21.9	34.8	30.3	—	3.2	3.5	2.9
男性	189	59.3	21.7	23.3	12.2	15.9	34.4	32.8	11.6	1.1	8.5	3.7
女性	240	57.5	22.9	20.8	13.8	14.2	44.6	27.9	9.2	1.7	5.4	4.6
18～39歳	52	46.2	15.4	13.5	9.6	9.6	65.4	38.5	13.5	1.9	3.8	1.9
40～59歳	107	56.1	18.7	22.4	12.1	9.3	57.9	33.6	15.9	1.9	7.5	1.9
60～79歳	230	59.1	24.8	20.0	12.6	20.0	33.0	26.5	9.6	1.3	7.4	6.5
80歳以上	84	54.8	20.2	29.8	13.1	11.9	15.5	29.8	3.6	0.0	8.3	7.1

(3) 第2期子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

① 調査概要

調査対象	町内の就学前児童の保護者	町内の小学校児童の保護者
標本数	標本数 837人 回収数 637票 回収率 76.1%	標本数 848人 回収数 736票 回収率 86.8%
抽出法	悉皆調査	
調査方法	保育所・幼稚園・学校を通じた配布・回収、郵送法	
調査時期	平成30年12月3日～20日	

② 結果

ア. お子さんについて、小学校低学年（1～2年生）、小学校中学年（3～4年生）、小学校高学年（5～6年生）それぞれで、放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごし方の希望

「その他（公民館、公園、図書館など）」に着目すると、「粉所地区」が約15.4%と一番高くなっています。次いで、「滝宮地区」約15.2%、「陶地区」約10.9%。となっています。

	人数(人)	割合(%)							
		自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	児童館	なかよし学級 (放課後児童クラブ)	ファミリー・サポート・センター	その他(公民館、公園、図書館など)	無回答
全体	736	31.4	12.2	23.5	7.2	8.8	0.3	10.7	62.8
昭和地区	147	27.9	10.2	21.8	2.7	13.6	1.4	8.2	61.9
陶地区	184	33.7	13.0	23.9	2.7	7.6	0.0	10.9	61.4
滝宮地区	243	32.1	12.3	25.1	14.8	9.1	0.0	15.2	62.6
羽床地区	42	26.2	11.9	14.3	0.0	7.1	0.0	4.8	71.4
羽床上地区	21	38.1	19.0	19.0	0.0	0.0	0.0	4.8	61.9
山田地区	69	36.2	14.5	29.0	5.8	5.8	0.0	7.2	60.9
西分地区	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
粉所地区	13	23.1	7.7	23.1	23.1	15.4	0.0	15.4	61.5

イ. 自由意見 ①子育てをする上での周囲（身近な人、行政など）から必要とするサポート「遊び場の充実」が6番目に多い項目となっています。

また、前回の調査で上位5項目に入っていなかった項目で、今回の調査で上位5項目に入ったのは、「情報が欲しい」「保育内容の充実（個々への対応・教育）」「公園の充実」の3項目となっています。

番号	項目	平成30年 未就学児童 回答数	平成26年 未就学児童 回答数
1	気軽な子育て相談の場	20	32
2	保育の充実(一時保育)	9	29
3	保育の充実(病児保育)	36	25
4	保育の充実(土曜・休日保育)	5	22
5	金銭的援助(保育料の減額・一時保育・ファサポ等援助)	12	18
6	情報が欲しい	30	13
7	遊び場の充実	13	13
8	保育内容の充実(個々への対応・教育)	15	11
9	保育の充実(学童保育)	4	8
10	育児援助	5	8
11	支援センターの充実	10	7
12	保育の充実(保育時間の延長)	3	6
13	保育所送迎援助	8	3
14	障がい児支援	1	5
15	病院の充実	10	5
16	幼稚園の設置	7	5
17	保護者交流の場・イベント	7	5
18	企業の子育て支援の充実	2	2
19	児童館の充実	5	2
20	警報時の保育	2	1
21	長期休業中の保育	2	1
22	小中のスクールバス	2	1
23	小・中広域通学	2	1
24	普通科高校の町内設置	0	1
新25	公園の充実	18	-
新26	子育て支援の窓口の充実(わかりやすい手続含む)	2	-
新27	サポートしてもらう内容が分からない	3	-
新28	子育てしやすい職場環境づくりの支援	8	-
新29	気軽な預かり保育の充実(里帰り出産等)	9	-
新30	習い事、学習への支援	1	-
新31	満足していることの表明及び特記事項になし	16	-
回答数		267	224

<p>●遊び場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後からでも小学生と未就学児童をつれて行ける場所がほしいです。 ・遊べる環境がほしい。未就園児対象のサークルなどはあるが、その後自由に集まる場があるといい。(公民館など) ・午後からも遊べる室内施設。
<p>●公園の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少し子供が自由に遊べる公園や施設を増やしてほしい。 ・歩いて家から行ける公園や広場を作ってほしい。高松市には公園や遊具がたくさんあった。保育園やこども園への定期的な立入検査。(給食の量が足りているか、保育士の数は適当かをチェックしてほしい。) ・行政からは遊具のある公園を増やしたり、車道と歩道をしっかりわけて、安心して歩けるような施設、整備面でのサポートがあればよいと思います。 ・小さい子供から小学生ぐらいまでの子供達が遊べる(安心して)公園をもう少し作るべきだと思います。

(4) 移住者意見交換会(実施日:令和2年1月18日)

移住者同士の交流を深めるために移住者意見交換会を実施し、本町に対する要望を伺いました。

一番多かった意見は、小規模の公園設置を望む声でした。参加されている方の多くは子どもが小さく、屋内・屋外ともに遊べる場所を求めています。公園の大きさは気にしておらず、気軽に行くことができる場所を望んでいました。また、遊具が欲しいという意見もありました。

<p>問 前に住んでいた場所の方がいいところがありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園がたくさんあった。(宇多津町) ・通勤途中にスーパーがあった。(三豊市)
<p>問 綾川町でもっとこうだったらいいのと思うことはありますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模の公園設置(要望多数) ・遊具のある公園 ・スポーツジム、フィットネスクラブ ・予防接種補助金の充実 ・子どもの3人目以降に対する助成 ・池が多く心配。安全面に配慮してほしい。
<p>問 綾川町に今、足りないものはありますか(店、交通機関、観光地、宿泊地等)？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店 ・ユニクロ ・子どもが遊べる公園 ・スポーツジム ・遊具がある公園

4.2 身近な公園の役割と課題整理

(1) 身近な公園の役割

社会情勢の変化や本町の現状分析、上位・関連計画、アンケート等より、地域において「身近な公園」が果たすべき役割を次のように整理しました。

① 地域コミュニティの場の形成

- ・住民同士の交流の場を創出します。
- ・地域コミュニティ活動の場となります。

② スポーツ・レクリエーション・文化活動の場の形成

- ・子どもの遊び場を提供します。
- ・高齢者を中心とする住民が気軽に運動できる場所を設け、健康増進に寄与します。
- ・住民に休養・休息などの場を提供します。
- ・住民に自然環境に接する機会を与えます。

③ 良好な環境の保全

- ・生物の生息・生育地として、生態環境を守ります。
- ・都市環境の基盤をなす生態系や身近な自然環境を形成します。

④ 良好な景観形成

- ・四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することによって、潤いのある美しいまちなみを形成します。

⑤ オープンスペースの創出

- ・コロナ禍において、過密解消が求められる中で、緑とオープンスペースを有する公園は、まちなかにおけるゆとりある空間として、また、改めて見直された生活圏域の貴重な屋外空間として、重要性が再認識されています。

⑥ 防災機能の向上

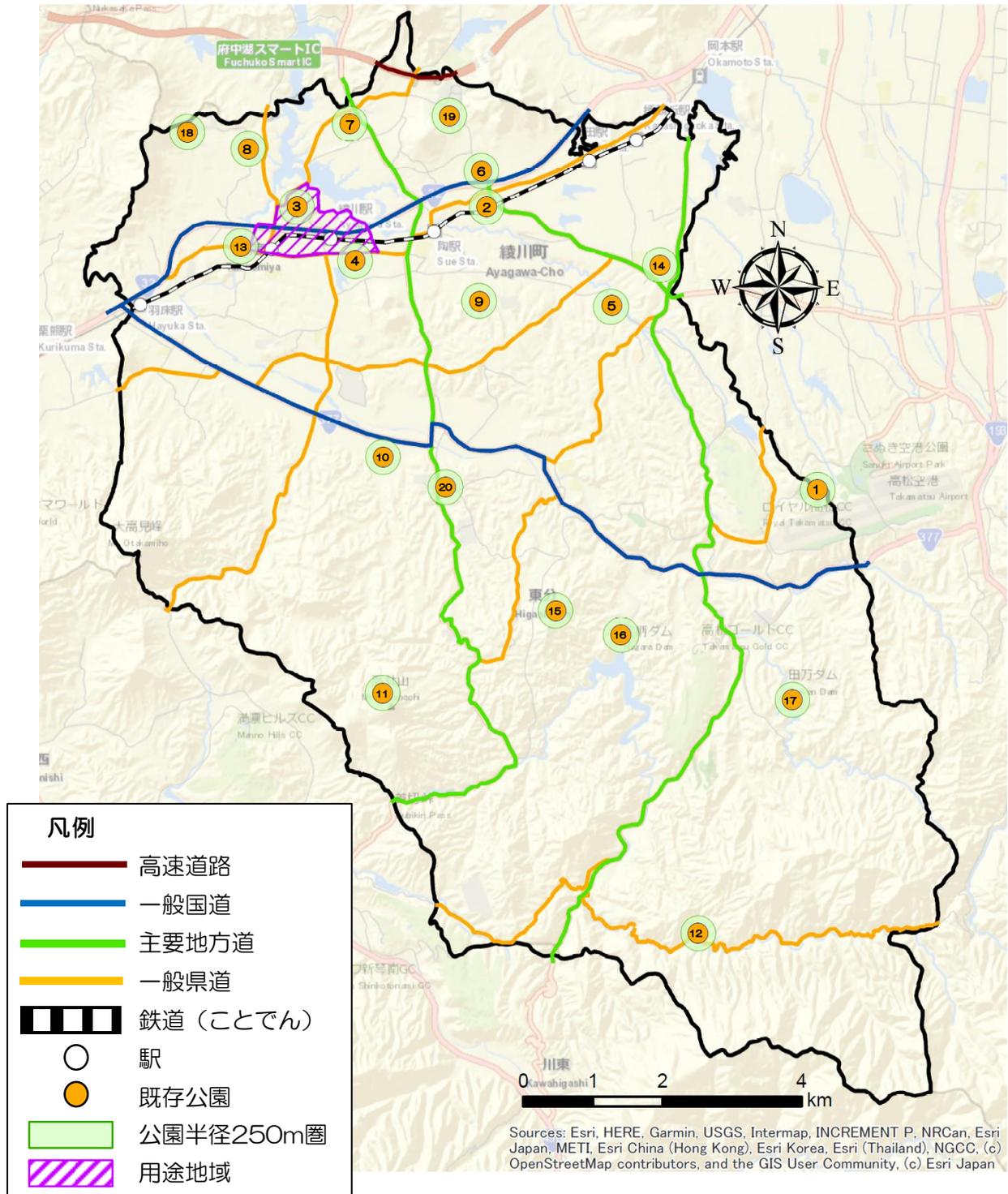
- ・大規模地震や大規模火災等の災害に対して、火災の延焼防止、避難路や避難地、災害時の復旧活動拠点として多様な機能を持っています。

(2) 公園を取り巻く課題

町の現況や公園の現状調査、上位・関連計画、住民アンケート調査等の結果により、町内の身近な公園を取り巻く課題を次のように整理しました。

① 生活環境の向上

公園全体の整備面積は充足しているものの、多くの住民が利用するまちなかにおける公園の利用圏域からみると、公園空白地が多く、地域住民の日々の生活に密接した利用しやすい公園の整備が求められます。

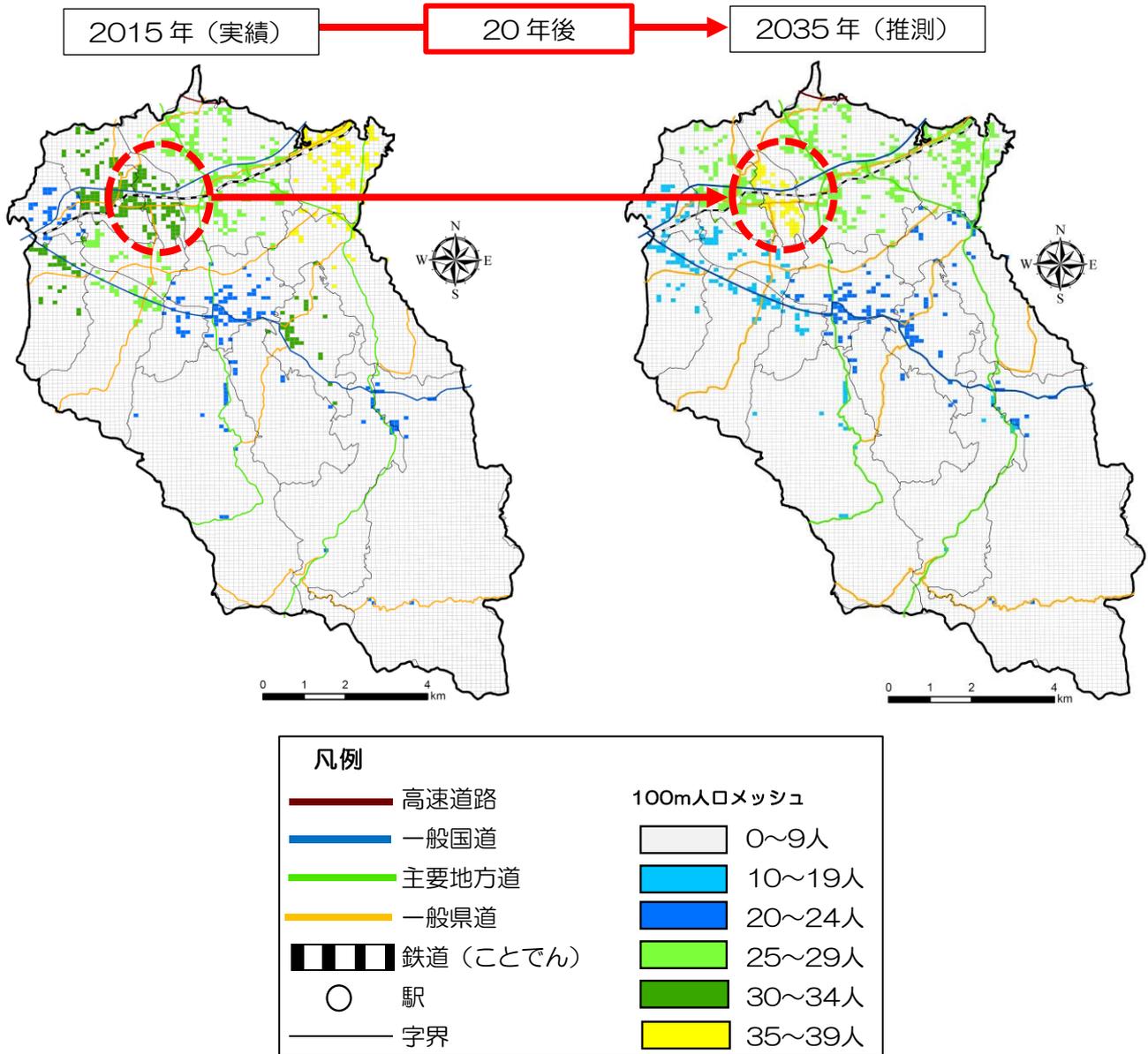


注：数字は既存公園の番号を示す。

② 適正な場所における公園整備

今後、町の総人口は減少することから、将来の人口分布を見据えた適正な場所における公園整備が求められます。

■人口分布の予測図



※ 国土交通省 国土技術政策総合研究所の「将来人口・世帯予測ツールV2（H27 国調対応版）」を基に作成しています。2035年の推測人口はコーホート要因法を採用し算出しています。

③ 量から質へ

住民一人当たりの公園面積は確保されているものの、今後は、少子超高齢化、人口減少を迎える中、地域の人の年齢構成、ライフスタイルの変化などに伴い、地域の特性やニーズに応じた公園機能を確保できるよう**施設の充実**を図る必要があります。

また、整備されてからの経過年数により、施設の老朽化や周辺環境に適合していない公園も多く、**施設の更正**が求められています。

④ まちづくりとの連携

本町の公園は、主な産業である農業を中心とした土地利用と合わせて整備された農村公園やダム、空港公園などの郊外部での大規模公園が多いことから、今後は、町が目指す、人口減少時代に対応したコンパクトで、人口や都市機能が集積したまちづくりと連携した公園整備へと見直していく必要があります。

「綾川町第2次総合振興計画」との整合を図り、公園を生活に身近な憩いの空間として整備を進め、身近な遊び場や、公園機能の拡充など、多様な公園の充実を図ることが必要です。

また、「綾川町都市計画マスタープラン」との整合を図り、将来都市構造に基づき、集約型の都市を目指すために位置付けられた拠点に身近な公園の整備を図ることも必要です。

さらに、土地の高度利用が進む用途地域など、整備が進んでいる地域に身近な公園の整備を推進することが必要です。

⑤ 住民・事業者・行政の連携

公園が、遊びやスポーツ、地域の祭りやイベントの開催場所、ボランティア活動の場、地域コミュニティの形成の場として地域の多くの人々に親しまれ、活用されるためには、住民や事業者、まちづくり団体などによる公園を守り、育てる担い手としての活動が求められます。

そのため、身近な公園整備のために住民・事業者・行政が一体となって公園づくりを進めることが必要です。

⑥ 防災や防犯への対応

公園は、多発する自然災害時の一時的な避難場所として利用されることなどから、身近な防災拠点としての防災機能を付加することが求められています。

また、近年の社会の治安悪化を踏まえ、子供をはじめ利用者が安心して利用できる、防犯に配慮した公園づくりが求められています。

第5章 身近な公園整備の方針

5.1 基本理念

本計画における基本理念を次のように定めます。

自然と共生し、ゆとりとうるおいのある身近で親しめる公園

自然と共生

綾川町第2次総合振興計画においては、「基本目標3 魅力あふれる自然との調和のとれるまち」が挙げられており、「目指す姿」として、

●住民が豊かな自然環境に接する機会が増え、**自然との共生**を考えることができます。

が示されています。

このことから、身近な自然との接点としての公園や公園の維持・管理を通じた自然に親しむ心を育む公園の整備を進めます。

ゆとり

公園の持つ緑とゆとりのあるオープンスペースは、近年、グリーンインフラとして、様々な社会資本整備等の観点からも注目が高まっており、コンパクトなまちづくりや水と緑があふれ、歴史・文化が香る美しいまちなど、これから目指すまちの都市像の実現に向けた社会資本として、その重要性が一層高まっています。

また、コロナ禍においては、自宅近くで過ごす時間が増え、徒歩や自転車で容易にアクセスできる自宅周辺のゆとりのある生活環境の重要性が強く認識されています。

このため、緑豊かで**ゆとりのある生活**を実現する公園の整備を推進します。

うるおい

公園は、住民の多様なレクリエーション、憩いの場として利用されるとともに、都市空間に四季の変化を感じることができる自然的な空間を加えることで、**うるおいのある生活空間**の形成や地域固有の美しい景観の形成に寄与することから、それらの実現に向けた公園整備を進めます。

身近で親しめる

子供が**身近で安全に遊べる場**や高齢者が歩いて行ける**身近な健康づくりの場**、多様な世代が思い思いの時間をゆっくりとくつろぎ滞在できる憩いと交流の場として、**住民が親しめる公園**整備を進めます。

また、**身近な公園**として、公園の多機能性を地域の特性やニーズに応じて発揮するために、利用しやすい空間の創出を促すための手法の充実や公園の管理、活用のパートナーなどについて、地域住民組織、まちづくり団体などの民間の主体的な活動を促進します。

5.2 整備方針

(1) 基本的な考え方

住民ニーズに 대응するとともに、快適で、利便性の高いまちづくりによる定住促進などに向け、幅広い世代のニーズに対応する、歩いていける身近な公園の整備を推進します。

世代別の公園整備の考え方としては、子どもにおいては楽しく遊び、健やかな発達を促します。また、親子連れの集いの場となるように整備します。高齢者においては気軽に訪れ、憩いの場、軽運動ができる場所を整備します。

(2) 公園の種別

現状と課題を踏まえ、今後は必要な場所への公園の新規整備を進める必要がありますが、身近な公園が不足しているのは、主に人口や都市機能が集約される地域であり、こうした場所で近隣公園（標準面積 20,000 m²）や地区公園（標準面積 40,000 m²）の整備に適した広大な用地を確保することは、現実的に厳しい状況です。

このため、設置を検討する公園の種別は、身近な公園である住区基幹公園のうち、現実的に整備が可能と考えられる面積規模で、かつ、町民にとって最も身近な公園である街区公園（標準面積 2,500 m²）とします。

(3) 公園の規模

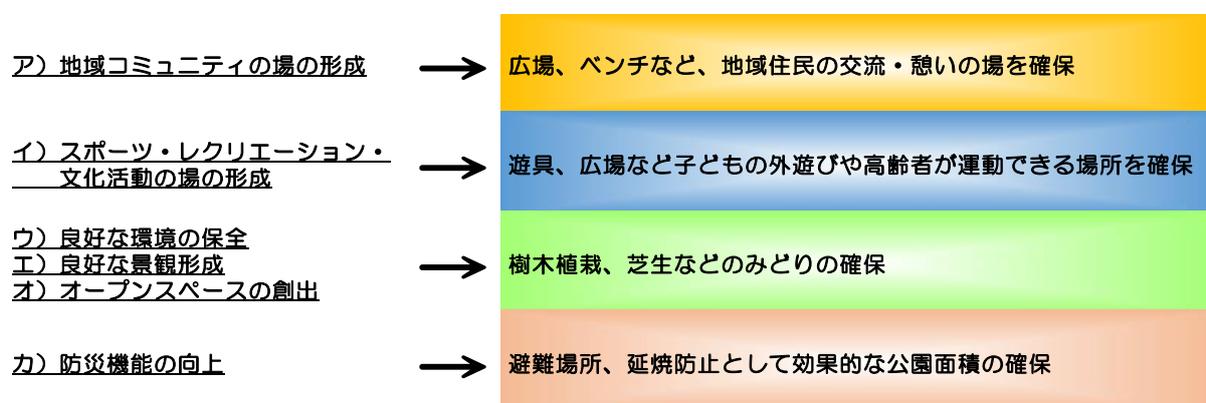
身近な公園には、子どもたちが遊ぶための遊具やベンチ等の休養施設、様々な用途に使える広場など、複合的な機能を備えていることが求められます。

他都市における実態調査などから、面積が概ね 1,000 m²以上の公園では、このような複合的な機能を有し、休息や散歩、遊具を使った遊びなど、様々な利用がなされている公園が多いと言われています。

① 身近な公園に必要な機能と対応

地域に必要とされる公園機能の代表的なもの、それに必要な対応は以下のとおりです。

■ 身近な公園に必要な機能と対応

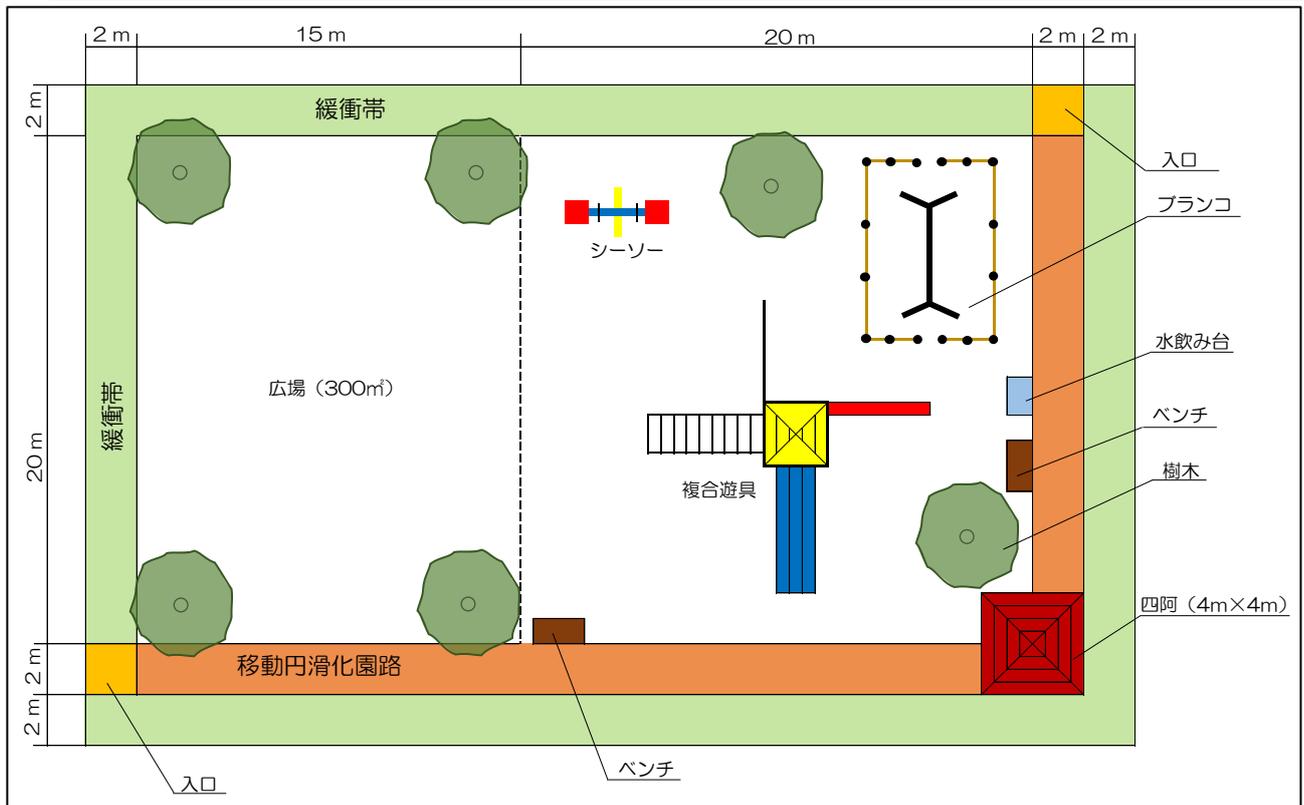


このうち、ア) 地域コミュニティの場の形成、イ) スポーツ・レクリエーション・文化活動の場の形成、ウ) 良好な環境の保全、エ) 良好な景観形成、オ) オープンスペースの創出の機能を確保するために必要な最低面積は、概ね 1,000 m²となります。

身近な公園に必要な公園機能を有する施設		} 合計 約 1,000 m ²
・ 広場	…芝生広場等	
・ 管理・休養施設	…四阿、ベンチ等	
・ 遊戯施設	…複合遊具、ぶらんこ、シーソー等	
・ みどり	…樹木植栽、芝生、花壇等	

■ 面積 1,000 m² 程度の身近な公園の事例

・ 面積が概ね 1,000 m²以上の公園になると、広場や休憩施設、複数の遊具などが整備でき、身近な公園として最低限の機能が確保できます。



また、カ) 防災機能の向上については、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）後の公園利用状況を調査した文献を参考にすると、地域の防災機能を高める上で効果的な面積は概ね 1,000 m²以上が必要と考えられます。さらに、防災公園技術ハンドブックでは、主として身近な防災活動の拠点となる都市公園の規模は、面積 500 m²～1,000 m²（小規模な街区公園等）以上とされています。

■公園の防災機能に関する文献調査

防火機能を発揮する公園緑地は 1,000 m²以上
 身近な防災活動の拠点となる都市公園の規模は 500 m²~1,000 m²（小規模な街区公園等）以上

資料：阪神・淡路大震災調査特別委員会報告 1997 日本学術会議
 防災公園技術ハンドブック

② 他自治体の事例

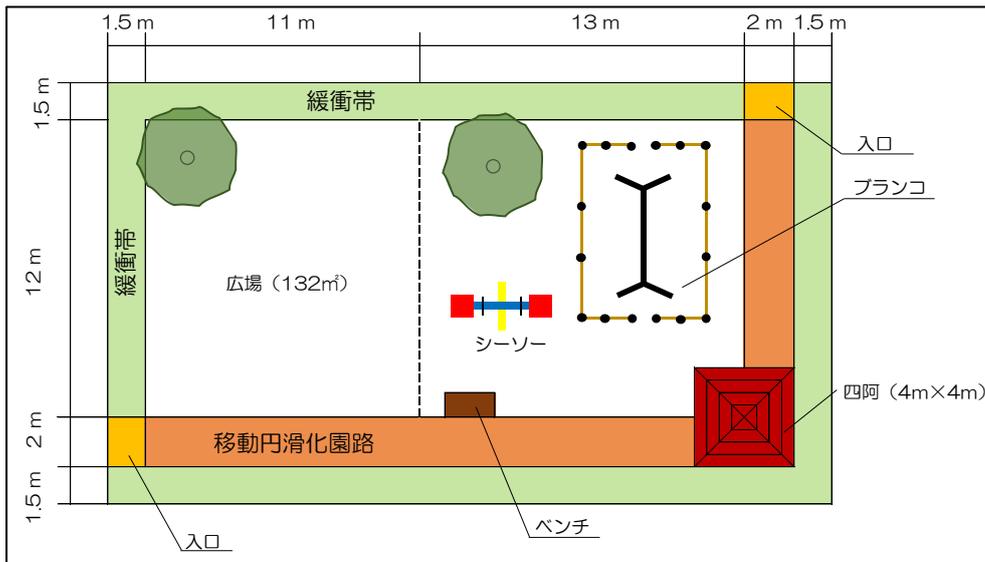
他自治体においては、公園に必要な機能等の視点から、概ね 1,000 m²を街区公園の最低面積としている事例が見受けられます。

■他自治体の事例

自治体名	概要
横浜市	街区公園は広場や遊具等を備えた面積 1,000 m ² 以上で 2,500 m ² を標準とする公園を配置する
さいたま市	街区公園は面積 1,000 m ² 以上、2,500 m ² を標準とする
静岡市	市街化区域では 2,500 m ² 規模の用地確保が難しいことから、公園機能を最低限確保できる最低面積を 1,000 m ² 以上とし、都市公園整備を行う
久留米市	街区公園としての標準的な機能である、「広場機能」「レクリエーション機能（遊具等）」「緑化機能（植栽等）」がすべて備えることができる 1,000 m ² 以上の公園とする

一方、500 m²程度の面積では、幅広い世代に対応できる施設整備には限りがあります。面積が 500 m²未満の公園になると、広場やベンチなど、施設が限定されます。

■面積が 500 m²程度の公園の事例



これらのことから、

身近な公園として整備する規模については、最低面積を 1,000 m²以上とし、目標とする面積は 2,500 m²と設定します。

(4) 地域の状況に応じた公園の配置

これまでの公園整備の考え方は、均質的に公園を配置し、公園の種別や面積に応じて誘致圏（利用の範囲）や公園の機能等を充足させようとするものでしたが、今後は、社会情勢の変化により、まちの成熟度や人口構成など地域の多様な状況に応じて、公園の種別や面積にこだわらず、有効に公園を配置することとします。

(5) 既存公園の再生

都市化の進展や成熟社会の到来に伴い、住民のニーズも多様化し、公園の利用者層や利用形態も多様化していることから、今後は、時代の変化や地域特性、周辺施設との機能バランスに配慮しながら、誰もが利用しやすく地域に愛されるような身近な公園として再生していきます。

身近な公園として再生することにより、地域に新たな価値を創造し、ストック効果を高めます。

(6) 防災機能の強化

身近な公園は地震や水害などの自然災害から住民の暮らしを守るうえで、大きな役割を果たすことから、防災拠点としての公園の機能強化を推進します。

このため、災害時の避難場所として、かまどベンチや災害時対応トイレの設置、防火性の高い樹木の植栽を行うなど、公園の防災施設の充実を図ります。

(7) 維持管理、利活用における連携

① 住民と事業者と行政が協働

地域住民、民間事業者など公園に係わる様々な主体と行政が連携を深め、協働しながらそれぞれの役割を果たすことにより、適切な維持管理や、活発な利活用を促進します。

② 他分野・他業種との協力

地域社会が求める様々な機能を果たすため、教育、福祉、観光、農業等の公園以外の分野やこども園等に代表されるような他分野の施設とのコラボレーションにより、公園の利用機能を高めていきます。

(8) 民間活力導入の推進

民間事業者が、公園内でカフェやレストランなど収益事業を実施することで、公園利用者へのサービス向上につながる場合があります。また、そうした収益を公園づくりに還元してもらうことも期待できます。(Park-PFI)

- 民間活力の導入方法としては、カフェなど収益事業以外にも、ネーミングライツ、広告、寄付、PFI、エリアマネジメント等の手法が想定されます。
- 身近な公園への指定管理者制度の導入等、民間事業者等の参画を促すことを検討します。

第6章 身近な公園の整備計画

6.1 身近な公園の配置計画

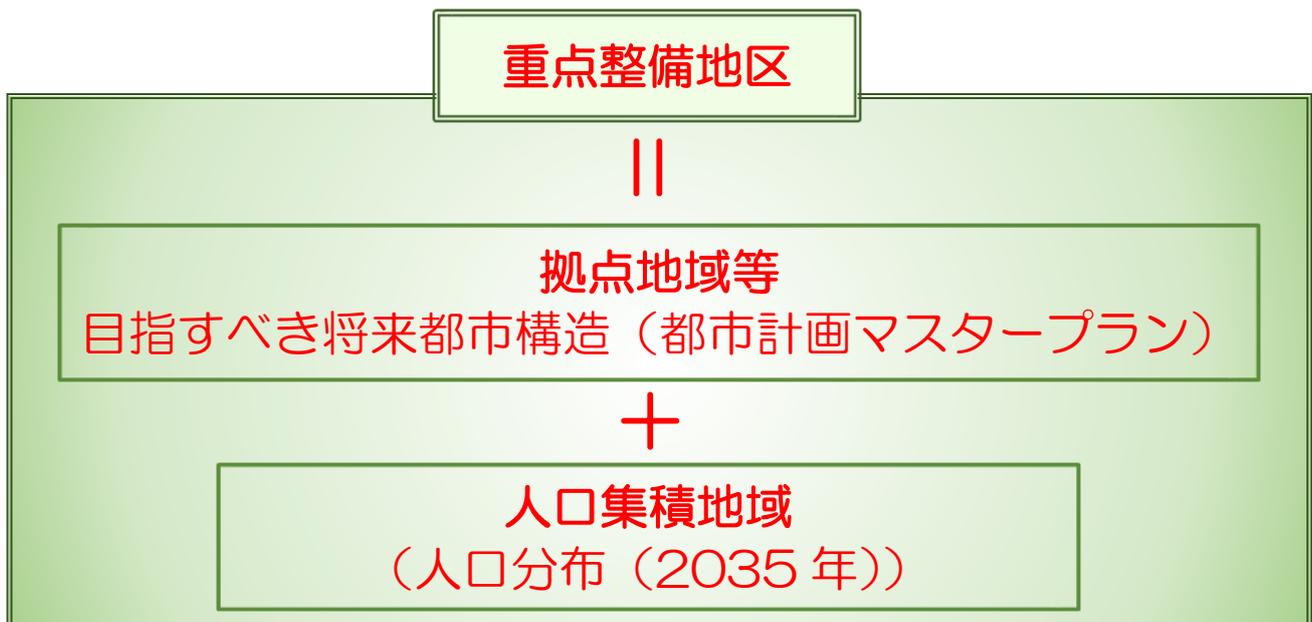
身近な公園の整備は、利便性や将来にわたる維持管理コストなども考慮し、整備効果が高いと考えられる地区を選定した上で、実施する必要があります。

このことから、以下の要件を満たす地域を重点整備地区とし、公園の整備を推進していくこととします。

【重点整備地区の要件】

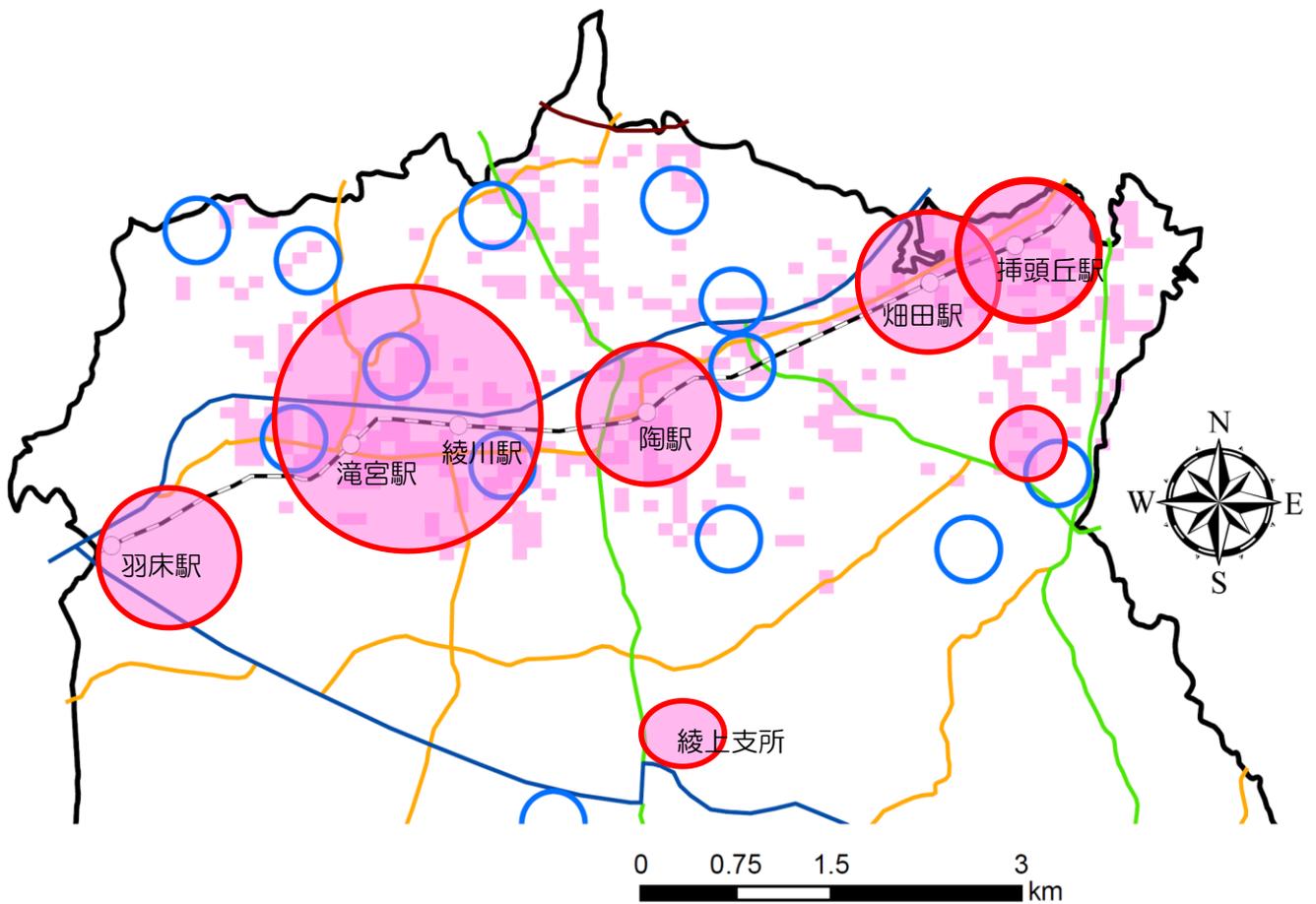
人口や都市機能の集積を図るべき用途地域、都市計画マスタープランにおいて、「中心拠点」、「生活拠点」、「小さな拠点」として位置付けられている地域及び、以下の要件を満たす地域

- ・多くの人が集まる公共公益施設や駅周辺の地域
- ・本町における人口密度の高い地域（25人/ha以上※）
※「都市構造の評価に関するハンドブック」における生活サービス施設などが維持できる人口密度の高い地域



■重点整備地区

できる限り既存の公園と誘致圏域が重複しないように、
新規公園整備の検討を行います。
ただし、「災害危険区域等」は除外します。



凡例			
	高速道路		重点整備地区
	一般国道		整備検討地区
	主要地方道		公園半径250m圏
	一般県道		
	鉄道（ことでん）		
	駅		

※ 整備検討地区：重点整備地区に準ずる地区。

6.2 実現化手法の検討

整備計画に基づき、各公園施設等の整備の実現化を図るため、法適用や補助制度、民間事業者との連携のあり方等、具体的な施策や整備手法について検討します。

(1) オープンスペースネットワーク創出支援事業

まちなかの交流・滞在空間や健康づくり、憩いの場となる公園等のオープンスペースをネットワーク化し、ゆとりのある屋外空間として一体的に活用するため、まちなかウォーカブル区域等において、感染症対策のモデルとなる都市公園などとそれらをつなぐ広場等の整備・充実をパッケージで支援します。

■ オープンスペースのネットワーク化に資する以下①～③をパッケージで支援

① 身近な都市公園の整備（施設：1/2、用地：1/3）

○衛生環境改善や3密回避などの感染症対策に配慮し、オープンスペースをネットワーク化する事業計画に位置付けられた都市公園の整備
（面積、総事業費、整備水準の要件を問わず支援）

② ネットワークを形成する広場空間の施設整備（施設：1/2、民間の場合間接補助）

○都市公園以外の、官民の広場空間を活用するための植栽やベンチ・四阿・便所等の施設整備

③ オープンスペースのネットワークを効果的に活用するために必要な情報化基盤施設の整備や調査等の実施（施設・調査：1/2）

○混雑把握や利用者の誘導等のための情報化基礎施設の整備
○オープンスペースネットワーク事業計画の改良に必要な利用状況のモニタリング調査等の実施

<整備イメージ>



※統合河川環境整備事業やまちなかウォーカブル推進事業等と連携

資料：令和3年度 都市局関係予算概算要求概要 令和2年9月 国土交通省都市局

(2) 個別補助事業（防災公園）

安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興の拠点となる広域防災拠点や、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難地、及び地域住民の集結場所・消防救護活動の拠点等として機能する一次避難地となる都市公園等の整備を推進するとともに、都市再生機構による防災公園と周辺市街地の一体的な整備改善を行う防災公園街区整備事業等を推進します。

■身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園（地域防災計画等に位置付けられるもの）

機能区分	公園種別	面積要件等	対象地域等	補助対象となる災害応急対策施設
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	都市の防災構造を強化する公園・緑地 身近な防災活動拠点となる公園・延焼防止帯等となる緑地		条件なし 緑化重点地区総合整備事業の対象都市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄倉庫 ・ 耐震性貯水槽 ・ 放送施設 ・ 情報通信施設 ・ ヘリポート ・ 係留施設 ・ 発電施設 ・ 延焼防止のための散水施設

資料：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課（ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/index.html

(3) Park-PFI

Park-PFIは、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。

■Park-PFIのイメージ



資料：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン

6.3 整備候補地の選定

地域に必要な公園機能を最低限確保できる 1,000 m²以上の用地の確保が可能であり、特に以下の要件を満たす土地の活用を優先的に検討します。

- 未利用の公有財産
- 既存の公園（1,000 m²に満たない場合は、周辺の土地所有者の協力が得られるもの）
- 空き家や空地、または耕作放棄地等であって、土地所有者及び周辺住民の協力が得られる土地

なお、新規整備を行う場合の候補地の選定にあっては、街区公園の誘致距離である 250m^{*}を基準に、できる限り既存の公園と誘致圏域が重複しないよう考慮するものとします。

※補足説明

高齢者の一般的な徒歩圏は半径 500 m とされていますが、住民がより身近で利用しやすい距離を設定し、誘致距離を 250 m と設定します。

資料：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局都市計画課）

■整備候補地の概要

名称	場所	面積 (m ²)	概要
滝宮保育所の跡地	綾川町滝宮 528-1	約 5,000	新規整備
小羽毛池ため池埋立地	綾川町萱原 766-8 地先	約 5,700	新規整備
八束池ため池埋立地	綾川町畑田 1038-2 地先	約 3,300	新規整備
宮の北農村公園	綾川町滝宮 60-2	約 2,900	機能更新、維持保全



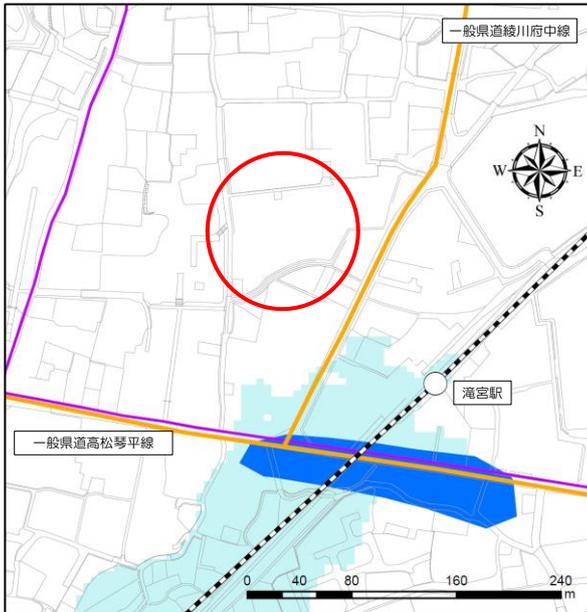
6.4 整備計画

(1) 整備候補地

下記に示す候補地の整理を行います。

① 滝宮保育所の跡地（新規整備）

■周辺図と航空写真



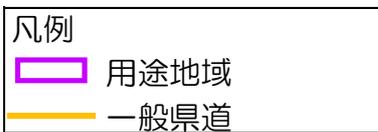
凡例	
	用途地域
	平成16年台風23号浸水区域（実績）
	綾川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）
	鉄道（ことでん）
	一般県道
	駅

■現況写真



② 小羽毛池ため池埋立地（新規整備）

■周辺図と航空写真

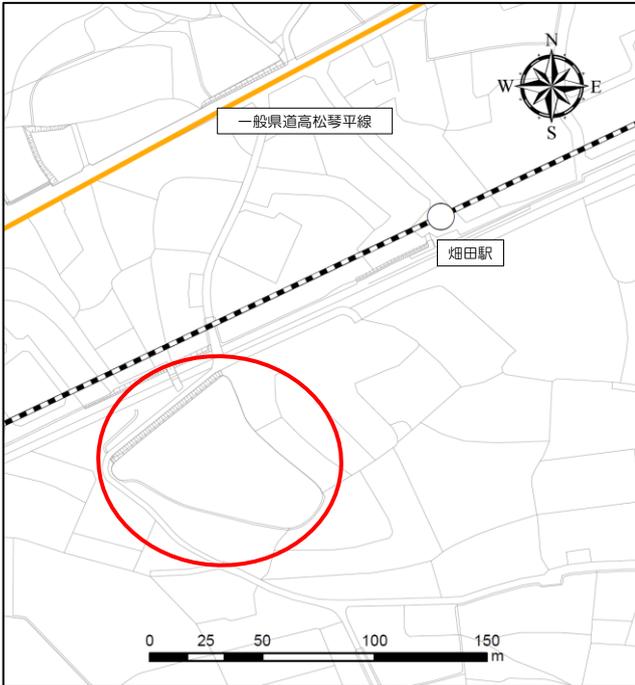


■現況写真



③ 八束池ため池埋立地（新規整備）

■周辺図と航空写真



凡例	
	鉄道（ことでん）
	一般県道
	駅

■現況写真



④ 宮の北農村公園（機能更新、維持保全）

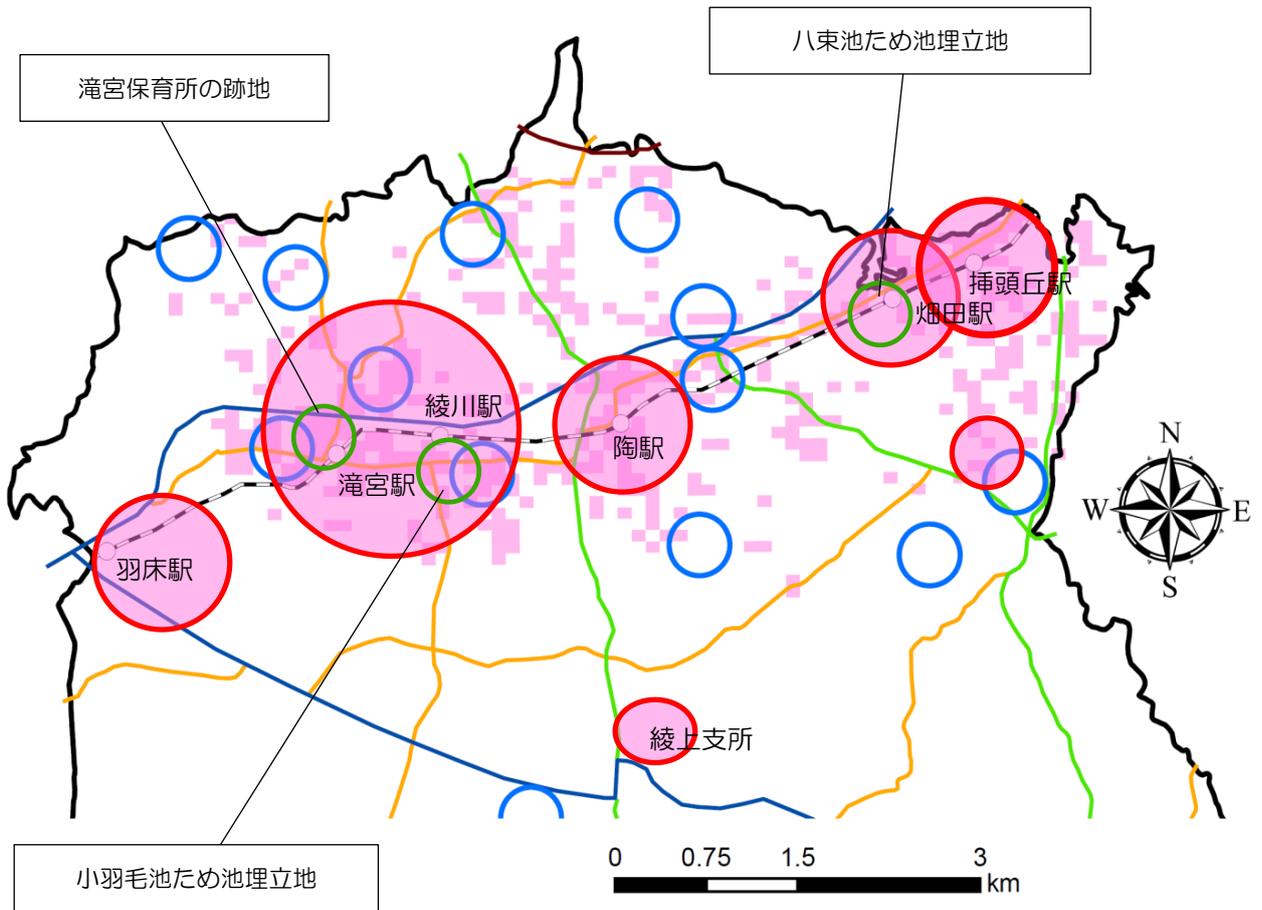
■周辺図と航空写真



■現況写真



■新規整備した場合の公園誘致距離 250 m 圏域



凡例			
	高速道路		重点整備地区
	一般国道		整備検討地区
	主要地方道		新規整備公園半径250m圏
	一般県道		公園半径250m圏
	鉄道 (ことでん)		
	駅		

(2) 各整備候補地の整備方針

各整備候補地について、新規整備、機能更新、維持保全等に類型化し、検討する施設について整理します。

① 滝宮保育所の跡地（新規整備）

本候補地は綾川町役場の近隣であり、地域住民に利用されやすい利便性の高い場所に位置しています。公共公益施設と連携し、中心市街地における「にぎわいのある公園づくり」を検討します。

検討する施設	イベント広場 トイレ 複合遊具 かまどベンチ 水飲み場
--------	---

② 小羽毛池ため池埋立地（新規整備）

本候補地は綾川駅の南側に位置します。乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層が多目的に利用でき、高質な園路整備や植栽により、町の顔となる「シンボル公園」として検討します。

検討する施設	芝生広場 トイレ 複合遊具 健康遊具 かまどベンチ 水飲み場 駐車場 園路
--------	--

③ 八束池ため池埋立地（新規整備）

本候補地は畑田駅に近隣し、周辺には、住宅団地が立地することから、多くの地域住民に親しまれ、地域の顔となる公園として整備されることが考えられます。地域の住民が気軽に訪れ、ゆとりと潤いのある生活を支える「住民が主役の公園づくり」を検討します。

検討する施設	いこいの広場 トイレ 複合遊具 かまどベンチ 水飲み場
--------	---

④ 宮の北農村公園（機能更新、維持保全）

宮の北農村公園は第2種低層住宅専用地域内にあり、良好な居住環境を保全しつつ、地域住民が楽しめる健康遊具等が整備された地域で親しまれる公園として、再整備を検討します。

今後は、「ストックを活用した公園づくり」として、トイレの改修をはじめ、施設の更正を行い、地区住民による積極的な利活用を通じ、適正な維持保全を進めます。

検討する施設	トイレ（機能更新） 健康遊具（新規） 児童遊具（更新） ベンチ（維持保全） かまどベンチ（新規）
--------	--

6.5 将来目標の設定

本町の公園面積は、都市計画法施行令に定める住民一人当たりの公園面積の標準である 10 ㎡、また、香川県が策定している「高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において定められている公園整備水準の目標値である都市計画区域内人口 1 人当たり 20 ㎡のいずれの基準も満たしています※。

一方で、最近の身近な生活圏域における屋外空間の重要性や住民ニーズの高まりなどから、人口が比較的多く、都市機能が集積し、公共交通の利便性の高い中心市街地や地域の拠点となる地域において、身近な公園の整備が求められています。このため、遊休地や公共施設の跡地などの未利用地の活用や既存施設拡張等が可能な箇所において、計画的な公園整備を行っていきます。

将来目標は下記のとおりです。

令和7年度までに住民1人当たりの身近な公園面積 1.0㎡ を目指します。

年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 7 年度
身近な公園 (㎡)	19,328	19,328	19,328	24,328
人口 (人)	24,625	23,610	23,835	22,333
住民1人当たり 身近な公園面積 (㎡) = 身近な公園面積/人口	0.8	0.8	0.8	1.0

※ 既存の身近な公園は街区公園程度の規模である農村公園とする。

※ 街区公園に相当する規模の公園面積の合計 19,328 ㎡ (令和3年3月現在) (資料編参照)

(平成 22、27 年：国勢調査人口、令和 2 年：10 月 1 日現在の住民基本台帳人口、
令和 7 年：人口ビジョン (町独自推計))

※ 綾川町における住民一人当たりの公園面積 27.7 ㎡ (=654,437 ㎡/23,610 人)、

都市計画区域内人口 1 人当たり公園面積 27.1 ㎡ (=492,186 ㎡/18,140 人) (資料編参照)

第7章 公園施設の維持管理方針

7.1 協働の仕組みづくりの推進

町は設置主体として、公園を公共施設として整備していますが、利用しているのは地域住民です。安心・安全で快適な空間を維持していくためには、日頃から公園を利用している人、近くで見守っている地域住民と管理者である町が協働で取り組むことが必要不可欠です。

今後は、各公園の施設の整備状況や実情を踏まえつつ、町民や近隣の民間事業者などが協力し、子どもの遊び場、高齢者が軽運動ができる場所、地域の活性化や交流・文化の場、防災機能の場になることが望まれ、その協働の仕組みづくりを推進します。

7.2 効率的で効果的な維持管理運営の推進

安心・安全で快適な公園を維持していくには、一定の費用が必要になります。厳しい町財政の中で、施設や管理体制の集約化、町と地域との役割分担などを決め、経費縮減につながる効率的で効果的な維持管理運営を推進します。

7.3 公園の魅力情報の発信

各公園での取組も重要ですが、各公園間や町全体で応援する仕組みづくりも大切です。

各公園で行われるイベントや見どころ情報などの公園の魅力情報を発信することで、各公園の利活用の活性化を促進します。



用語説明

本文中に記載している用語の説明は以下のとおりです。なお、頁番号については、最初に用語が出現する頁です。

【あ 行】

アンブレラ計画 (P1)

国土強靱化に係る国・都道府県・市町村の他の計画等の指針となる計画のことです。

ウォークابل (P61)

「歩く」の“walk”と「～できる」の“able”を組み合わせて作られた「歩くことができる、歩きやすい」という意味の形容詞“walkable”（ウォークابل）の名詞形で、地域環境の歩きやすさを表す概念です。

エリアマネジメント (P57)

一定のエリアを対象として、開発だけでなくその後の維持管理・運営まで考えながら、行政主導ではなく住民・事業主・地権者等が幅広くかつ主体的に取り組むことにより、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための手法のことです。

オープンスペース (P49)

公園、広場など建物によって覆われていない土地の総称です。都市の防災性、都市環境の向上や、市民の憩いの場の形成に有効とされています。建物敷地内における広場や歩行者空間などとして整備された空間などのことも表します。

【か 行】

かまどベンチ (P57)

通常時はベンチとして使用し、災害時には「かまど」として活用します。

グリーンインフラ (P53)

土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本の整備の一環として進めようという考え方です。

合計特殊出生率 (P9)

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

コミュニティ (P49)

人々が共通の目標や風俗等により相互に深く結びついている集まり、組織のことです。

コラボレーション (P57)

協力、協同、協調、共同研究、共同製作。

【さ 行】

親水性 (P37)

河川や池など水辺において水と親しめることをいいます。親水には水にふれることに加え、ながめることなども含まれます。

ストック (P57)

道路や港、水道、公園のように生活や経済活動に必要な公共施設などを社会資本といい、その整備量を社会資本ストックといいます。例えば道路関連のストックは「道路ストック」と称します。

【た 行】

多自然川づくり (P37)

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、河川管理を行うことをいいます。

小さな拠点 (P58)

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動を、歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落をコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていくことを目指した拠点のことです。

都市計画区域 (P34)

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき都道府県知事が指定する区域のことです。

都市公園 (P26)

都市公園法第 2 条に規定する公園で、都市計画施設(都市計画法第 4 条第 6 項に規定する施設)である公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が規定する都市計画区域内において設置する公園または緑地のことです。

さらに、国が設置する都市計画施設である公園または緑地や、国家的な記念事業としてまたは文化的な資産の保存及び活用を図るため閣議決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地のことです。

【な 行】

ネーミングライツ (P57)

公共施設に対し企業名等を冠した愛称を一定期間付与することができる命名権のことです。命名権者からその対価を得ることにより、新たな歳入確保と施設のサービスの維持向上ができます。

ネットワーク (P37)

網の目のようにつながっていることを意味します。組織や道路などが網状につながっていることをさします。

【は 行】

Park-PFI (P57)

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことです。

パーゴラ (P37)

木と木を組み合わせる屋根を作り、屋根につる性の植物を絡ませて日陰をつくる棚のことです。

バリアフリー (P41)

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが社会生活を行う上で障壁(バリア)となるものを、ハード・ソフトの両面から除去することをいいます。

PFI (P57)

プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称で、民間が事業主体としてその資金やノウハウを活用して、公共事業を行う方式のことです。

ポケットパーク (P37)

道路整備や交差点改良によって生まれたスペースを利用してベンチ、花壇などを設けた小さな公園のことです。

【ま 行】

緑の基本計画 (P37)

都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画のことです。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。

【や 行】

ユニバーサルデザイン (P41)

ユニバーサル(普遍的な、全体的の)なデザインの事であり、すべての人々のためのデザインの事。年齢や障がいの有無などに関わらず、多くの人々が利用可能であるようにデザインする事をいいます。

用途地域 (P1)

都市計画区域内の建築物などが無秩序に混在することを防ぐために、住居、商業、工業などといった市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。都市計画法により、市街地を12種類の地域類型に分けて指定します。また、用途地域毎に適用する建築物の容積率、建ぺい率などを定めます。

【ら 行】

緑地保全地域 (P37)

都市緑地法第5条に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。

なお、緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として、都道府県が計画決定を行います。

レクリエーション (P37)

人間の生活時間の過ごし方の一つで、仕事や勉強などの疲れを娯楽・休養などにより精神的・肉体的に癒すこと、もしくはそのために行う活動です。類義語としては、レジャー、遊び、観光、行楽などがあります。



綾川町
建設課